

第1章 地域まちづくり活動の歩み

序論で述べてきたように、地域社会を取り巻く現状は、多くの取り組むべき課題があります。

ここではまず、まちセンの考える地域を取り巻く現状と課題を整理し、どのような目的を持って、専門家を派遣したり、地域まちづくり活動の支援をしてきたかを振り返ります。

(1) 地域社会を取り巻く現状と課題

①少子高齢化・人口減少

全国的な動向と同様に、京都においても高度経済成長期以降、都心部の人口は急激に減少し、祇園祭の担い手不足など既存コミュニティの衰退がいわれるようになりました。人口を回復し、コミュニティを再生することは地域の願いであり、京都市にとっても重要な都市政策課題でした。都心部では、90年代後半から都心回帰の現象が発生しましたが、その要因はマンション建設ブームでした。マンション建設は、人口増加をもたらし、都心部の魅力向上とコミュニティの再生を促す側面があることは事実であり、そのことは過小評価すべきではありませんが、新たにそこに暮らす住民が、既存のコミュニティから孤立し、人口の増加が地域の活性化、まちづくりに必ずしも寄与していないということが、マンション建設の大きな問題のひとつでした。さらに、歴史都市京都にとって過度な開発は、地域のコミュニティに混乱をもたらし、京都のアイデンティティともいえる京都の町並みを破壊した事実は「京都らしさ」の喪失につながる重大な危機をもたらしました。加えて、京都市には人口減少や高齢化によって使われなくなった空き家が多くあり(空き家率14.0%—平成25年住宅・土地統計調査)、京町家の空き家率も14.5%(平成28年度京都市調査)と高く、新築マンションの増加と空き家の増加というミスマッチが起きています。

こうした空き家を適切に管理し、新しい住民の受け皿として整備するとともに、マンション住民などを含めた新しい住民が、既存のコミュニティとど

もに京都の蓄積された暮らしの文化の継承・発展の文脈の中で生活できる環境整備が求められています。

②地域産業の衰退と雇用の減少

京都市は現在も生き続ける世界でも稀有な歴史都市であるとともに、人口 約150万人を擁する現代都市であり、年間約 5,500 万人の観光客が訪れる国際文化観光都市の側面もあります。1200年の歴史を持ち、長らく日本の中心都市であった京都は、産業活動を含めてあらゆる面で我が国の歴史、文化、伝統を代表しており、それらをいかに現代の大都市に対して創造的に活用し、共存させるかという他の大都市には余り見られない「歴史、文化、伝統の蓄積=伝統的地域資源の保存・活用と現代的な都市(再)開発」という一見すれば矛盾する課題を(特に都心部では)持っています。容積率を充足し、土地利用を最大化するような開発をすれば、京都のまちの景観や文化は破壊され、伝統的地域産業の復権を目指すだけでは、地域の活性化や再生の活路を見出すことは難しく、観光産業に過度にシフトすれば、地域のコミュニティはますます疲弊し、混乱を招くことになります。都市部において重要なことは、地域の中に、伝統的地域資源の蓄積を活かした産業を媒介として、職人、芸術家、起業家などの創造的人材を受け入れる環境を整備し、既存の地域資源(地域の持っているポテンシャル)を活用して、都市型の新しい創造的産業をエンパワーアすることと考えられます。

③余剰地、低・未利用地の増大と土地利用および景観の変容

望ましい地域社会を形成するためには、その方向性に即した土地利用がなされなければなりません。これは、都市の既存の文化風土を読み解いて、歴史的な文脈に沿った価値を関係者で共有し、総

合的な文化を考慮しながら実現する必要があります。しかしながら、現実の土地利用は、相続対策、税金対策のために、そして現行の税法が実現しようとする社会・空間のあり方(世代間での財産の継承は否定され、建物はスクラップアンドビルトにより更新され、高度利用が図られることが優遇される)に即して行われることがもっぱらであり、あるべき土地利用の方向に即して土地利用がなされるのは困難な状況です。従って、これまでの地域の空間や社会のあり様に即した土地利用を進めるためには、多くの関係者による具体的な手法の開発なしには実現し得ないです。税法、民法、建築基準法など土地利用に関連する多くの現行法や社会・経済状況の複雑に絡まり合った典型的な課題が京町家の保全・再生であって、ここに京都のまちづくりのジレンマが集約されています。京都の細街路・袋路の再生も関係者、専門家はほとんど同じであり問題構造は近いといえますが、その問題構造はより複雑になっています。また、先に述べたように、空き家を適切に管理することも重要であり、特に、建築後時間が経過している京町家の空き家は防災上の観点からも、地域として見守りながら、活用していく方策を検討することが肝要になります。

そのため、京町家の保全・再生と地域まちづくり活動は切り離して考えるべきではなく、一体的に行う必要があり、密集市街地・細街路の対策に関しては、防災に最大限配慮しつつ、歴史都市京都の地域資源としての路地(そこに立つ京町家を含んだ)を活かしたまちづくりが求められています。

④コミュニティの衰退

京都市では、住民自治の伝統や支え合いの精神が息づき、町内会、元学区自治連合会、各種団体などの地縁組織が中心となって、交流、安心・安全、福祉など様々な地域活動に取り組んでおり、こうした住民自治の「人と人とのつながり」の力こそが京

都の財産といえます。この住民自治の基礎単位は町内会であり、町内会における顔の見える範囲での支え合い、ご近所付き合いが基盤となっています。しかし、高度成長期以降の人口減少とその後のマンションブームによって流入したマンション住民との繋がりの希薄さ、住民の高齢化などによって、町内会の加入者率は低下しています。また、学区単位の活動においても、小学校の統廃合によってできたPTA活動と元学区単位の活動のずれ、それによって地域(元学区)のまちづくりの若い担い手が見えづらくなったり、まちづくりの担い手の高齢化など多くの課題が顕在化してきました。

当初のマンション紛争では、大規模開発の混乱の中で、住民間の価値観のずれによる既存コミュニティの疲弊、亀裂といったことも問題となりました。しかし、こうした価値観のズレは、お互いが地域の将来を考えた結果のズレであり、地域コミュニティがしっかりしていれば、話し合いを重ねることでお互いが歩み寄り、次の活動へ繋げることができます。一方で、現在、コミュニティの基盤である町内会が置かれている状況は、各家庭のライフスタイルの多様化による若い世代の無関心、新規転入者の未加入、役員の高齢化など自治活動の基礎単位である町内会の活動を続けることが困難になっている地域もでています。

このようなコミュニティの衰退の問題に特効薬はありません。①少子高齢化・人口減少②地域産業の衰退と雇用の減少③余剰地、低・未利用地の増大と土地利用および景観の変容などの各課題への対応を地域、企業、行政のパートナーシップのまちづくりによって包括的に進めることで、地域を活性化していくアプローチが必要です。

(2)まちセンのまちづくり

まちセンでは、上記の課題に対して、「地域のまちづくり活動の促進」事業として、「まちづくり活動相談」「まちづくり専門家派遣」「まちづくり活動助成(協議会助成)」を実施しています。

「まちづくり活動相談」は、地域まちづくり活動支援の基盤となるもので、主に、まちセンのスタッフが地域住民等からのまちづくりに関する相談に対応するとともに、実際に地域の会合などに参加することで、まちづくりの機運を醸成したり、様々なアドバイスや各種情報提供等を行っています。相談件数は延べ3,565件(平成29年10月現在)に上り、こうした相談の中から、具体的な課題に対して専門的な助言や地域運営の補助など、専門家の協力が必要な場合は「まちづくり専門家派遣」を実施し、必要に応じて、地域まちづくりの活動資金の一部を助成する「まちづくり活動助成(協議会助成)^{注1}」を行います。

「まちづくり専門家派遣」には、専門家がまちづくりの制度の説明やまちづくり計画の作成支援などを行う「コンサルタント派遣」、具体的に地区計画や建築協定などの制度を検討している地域に年間を通して支援に入る「コーディネーター派遣」が

あります。これらの制度は、年間を通しての継続支援を前提にしているため、より簡便に地域が専門家の意見が聞けるよう、平成25年度からは、まちづくりの初動期等に専門的な助言や支援を行いう「まちづくり専門相談」をはじめるとともに、平成27年度からは、京都市の「防災まちづくり」に関わる専門家派遣も実施しています。近年では、「防災まちづくり」や「景観づくり協議会」の活動支援などで、専門家派遣の件数は増加しています(図1-(2)-2)。



図1-(2)-1 地域まちづくり支援チラシ

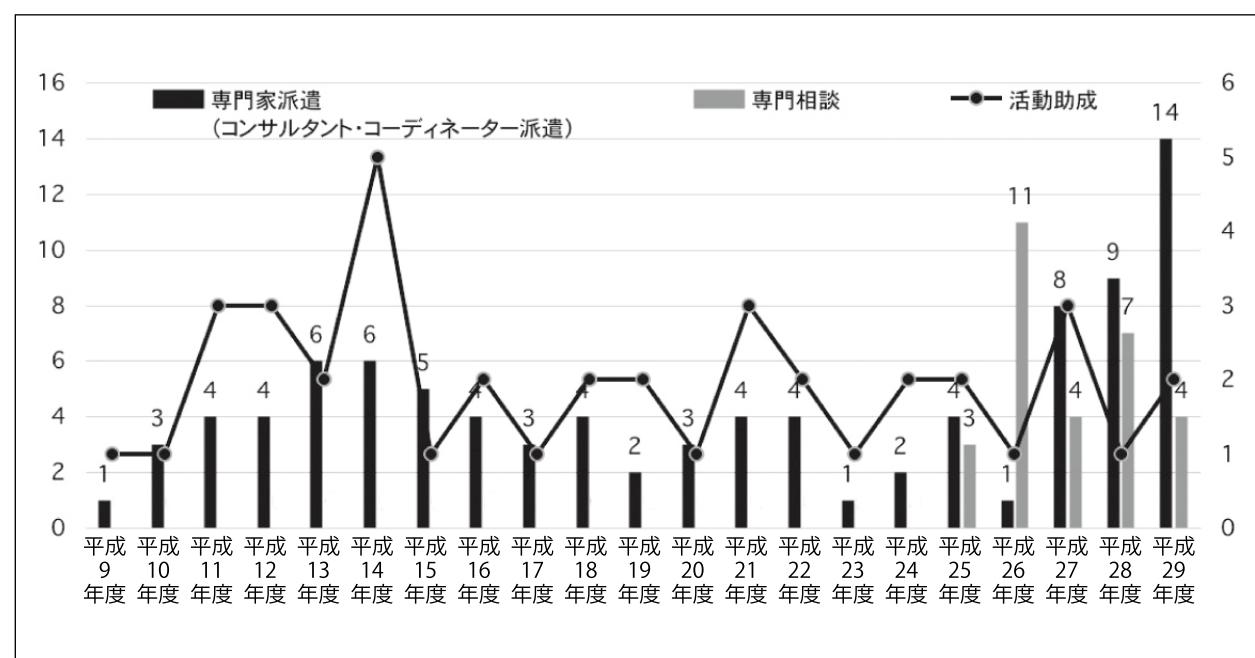


図1-(2)-2 専門家派遣と活動助成件数

表1-(2)-1 専門家派遣又は活動助成を受けた学区等

区名	学区等名	年度																				
		平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
北	柊野学区																					
	柏野学区																					
	紫野学区																					
	上賀茂地区																				◇	
上京	西陣学区	■	■	■	■	■																
	春日学区						■	■														
	上七軒地区(北野学区)							■	■	■												
	待賢学区																					
	成逸学区																				◆	
	正親学区																					
	仁和学区																			◇		
	翔鶯学区																			◇		
	小川川通・上御靈前通界隈																					
	禪昌院町																					
左京	静市洛北台地区		■	■																		
	大原小出石町地区																●					
	大原戸寺町地区																			●		
	松ヶ崎学区																					
中京	高野地区																					
	本能学区		■	■	■	■	■	■	■	■	■	●										
	城巽学区		■	■	■	■	■	■	■	■	■											
	立誠学区・先斗町																					
	新金座町																					
	姉小路界隈						□														○変更	
	龍池学区																					
	朱雀第一学区																			◇		
東山	朱雀第二学区																			◇		
	貞教学区																					
	一念坂・二寧坂																					
	西之町(有済学区)											●							△	△変更		
	栗田学区																		△	△変更	●変更	
	六原学区																					
	元吉町・祇園新橋(弥栄学区)																			▲団体		
下京	元町(有済学区)																		●	●変更		
	有脇学区																			●変更		
	修徳学区						○															
	松原通界隈																					
	下木屋町(永松学区)																					
	中堂寺前田町																					
南	菊浜学区																					
	西大路地区																					
	久世工業団地																					
右京	梅津学区																					
	仁和寺門前地区(御室学区)																					
	嵐山																					
西京	大原野右京の里								■													
	大原野西竹の里町	○H8																				
	洛西ニュータウン																					
	桂坂	○S61																				
	西京区自治連合会																					
伏見	納屋町																					
	下板橋町周辺																					
	新町三丁目																					

凡例: ●○地区計画 ■□建築協定 ▲△地域景観づくり計画 ◆◇防災まちづくり計画 ■専門家派遣 ■専門家派遣(京都市受託事業) □専門相談 □活動助成

※黒はまちセンが直接関わっている 白はまちセンが直接関わっていない

表1-(2)-1は、まちセン設立の平成9年度から平成29年度までの20年間に専門家派遣等で支援した地域を示しています。これまでに、10行政区53地区・団体(学区、町単位など)に対して、専門家派遣もしくは活動助成を実施しており、その内、都心(上京・中京・下京・東山区)は33地区・団体で、それ以外の地域は21地区・団体になっています。各地域の具体的な活動内容は、社会・経済状況(マンション建設反対、空き家など)や地域課題(小学校統合、不適切建設など)、地域問題(事故、事件など)、人的資源(地域リーダー、担い手の高齢化など)などにより、現れ方が異なるので、それぞれの状況に応じて地域まちづくり活動の支援に入ることになります。そのため、地域におけるまちづくりがどのようなプロセスの段階にあるかを把握することも重要です(図1-(2)-3)。

まちセンが設立された当初は、地域課題の選定や確認等、「まちづくりって誰が何をするの?」「この課題どうしたらいいの?」といったまちづくりの出発点から初動期における支援や啓発活動が多くありました。次に、こうした活動を通して、「まちづくり委員会」などの地域内の体制整備を支援し、幅広い地域住民の賛同や協力と主体的な活動参加を促すために、地域住民を対象にしたセミナー、まち歩き、ワークショップなどを開催し、具体的な地域のビジョンづくりを支援することが多くなりました。さらに一步進んで、そのビジョンをより一般化し、地域の人や新しく地域に流入してくる人たち、または

事業者など、「地域が何を大事にしているか」を共有するため、地区計画や建築協定などの制定に向けた活動の支援を行うことも増えてきました。

近年では、地域内で景観・まちづくりの想いや方向性を共有するとともに、新たにその地域で建築等を行うものと一緒にになって地域の景観づくりを進めていくことを目的とした「地域景観づくり協議会」の立ち上げやそのビジョン作成を支援したり、「京都市密集市街地・細街路における防災まちづくり推進制度」による「路地・まち防災まちづくり」の取組を支援しています。

「路地・まち防災まちづくり」は、単に防災上課

そのため、まちセンの「地域まちづくり活動促進」の支援は、計画策定に留まる事無く、各業界団体との連携・パートナーシップによる京町家の活用、密集市街地・細街区対策、空き家対策など地域まちづくりの実務課題の解決に向けた具体的な事業実施を通じて、地域課題の解決や地域コミュニティをエンパワーすることに貢献することを目指しています。

(3) 各地域のまちづくり

以下では、様々な地域課題に対して地域が実際にどのように向き合い、取組を重ねてきているか、設立から20年間でまちセンが支援に携わったことのある地域のまちづくりの一部を紹介していきます。

①姉小路界隈(中京区)

姉小路界隈は、姉小路通を軸として、北は御池通、南は三条通、東は寺町通、西は烏丸通に概ね囲まれた地域です。都心部に位置しながら低層の一戸建てを中心とした落ち着いた町並みが残り、文人墨客の看板を掲げる格調ある老舗が集まる歴史あるまちで、古くからの落ち着いた風情を守るために、「姉小路界隈町式目(平成版)」「建築協定」「地区計画」「景観づくり協議会」などにみられる様々な自主的なルールの下、まちづくりを進めています。



図 1-(3)-1 姉小路の活動の様子

②有隣元学区(下京区)

有隣学区は南北は松原通から五条通、東西は寺町通から東洞院通に概ね囲まれた地域です。商業・業務機能が集積する京都の都心部に位置し、手工業や問屋業などの職と住が一体となった生活様式を有するとともに、先人たちから継承され

た自治の気風により、新しい住民との交流を目的とした「マンションマニュアル」や「地区計画(有隣学区まちづくりヴィジョン)」などの自主ルールを作成するなど、豊かなコミュニティが形成・維持されています。



図 1-(3)-2 有隣_マンションの子供のための地蔵盆

③修徳元学区(下京区)

修徳学区は南北は松原通から五条通、東西は東洞院通から西洞院通に概ね囲まれた地域です。室町通の織維関係をはじめ、扇、荒物、材木など様々な商工業が営まれる職住共存の地域として発展してきました。人と人のつながりを大切にしながら、「地区計画(修徳学区まちづくり憲章)」「地域景観づくり協議会」などの自主ルールを作成し、町並みに関して「修徳まちなみ文化財」など独自の取組も展開しています。



図 1-(3)-3 修徳_「サマーナイト in 修徳」の様子

④成逸元学区(上京区)

成逸学区は上京区の北端に位置し、北区と接しています。江戸時代以降、地域は西陣織の下請け関連の家内工業を主として発展した西陣織のまちです。人と人の顔が見える町内会の関係を大切にし、マンション居住者の町内会加入のルールなど

を定めた「せいいつ方式」を策定したり、災害に強く安心して暮らせるまちづくりを目指し「福祉防災マップ」や「避難所運営マニュアル」などを作成し、優先地区以外ではじめて京都市の「防災まちづくり」に取り組むなど活発に活動しています。



図 1-(3)-4 成逸_地域を支える三役の皆さん

⑤六原元学区(東山区)

六原学区は、清水寺と鴨川の間、五条通北、東山区のほぼ中央に位置し、京焼・清水焼をはじめ、竹工芸、木工、神具などの伝統産業が盛んなまちです。高齢化や空き家の問題が深刻化する東山区において、子育て層が住みやすいまち、慣れ親しんだ風景とともに住み続けられるまちを目指し、「地域連携型空き家流通促進事業」「防災まちづくり」などに先駆的に取り組んでいます。



図 1-(3)-5 六原_片付け集合写真

⑥立誠元学区・先斗町(中京区)

立誠学区は中京区で最も東南に位置し、河原町通や四条通をはじめ、三条、寺町、新京極、裏寺町、木屋町、先斗町と、通りごとに様々な表情を持つ京都を代表する繁華街を有する地域です。立誠小学校の統廃合を契機として、本格的に地域の安心・安全のまちづくりに取り組み、「木屋町再生

宣言」を出しています。また、先斗町においては、「町式目」「地域景観づくり協議会」などの自主ルールを作成し、「無電柱化事業」や「界わい景観整備地区」の指定など様々な活動を展開しています。

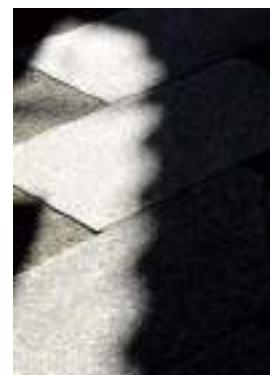


図 1-(3)-6 先斗町_冬一字文字瓦にはさまれた晴天

【参考文献】

- 1) 若林洋夫「京都市産業経済の趨勢と問題点(上)『都市衰退』傾向諸相の分析」立命館経済学(第35巻・第1号)
昭和61年4月
- 2) 京都市地域コミュニティ活性化に関する懇話会
「京都市地域コミュニティ活性化に関する懇話会報告書」
平成22年3月
- 3) 姉小路界隈地区地区計画
平成29年4月7日(平成25年7月23日策定)
- 4) 有隣元学区地区地区計画
平成29年4月7日(平成23年2月28日策定)
- 5) 修徳元学区地区地区計画 平成13年4月12日
- 6) 石本幸良「成逸学区まちづくり物語—2002年～2009年の石本ゼミの活動記録」平成23年2月
- 7) 六原学区HP「六原へようこそ」
[\(平成30年2月閲覧\)](http://rokuhara.org/index.html)
- 8) 立誠まちづくり委員会HP
[\(平成30年2月閲覧\)](http://rissei.org/machidukuri/committee.html)
- 9) 先斗町まちづくり協議会HP
[\(平成30年2月閲覧\)](http://www.pontocho-kyoto.com/)

【注】

注1: 平成28年度までは、「助成金の交付額については、協議会の運営活動に係る助成対象に当たる費用の2分の1又は50万円のいずれか低い額とする」としていたが、活動費の半分を地域が負担することが難しい場合や区役所などの地域まちづくり活動への助成金が充実してきたことから、より地域が使用しやすいう制度を見直した。

1-1 姉小路界隈(中京区)

(1) 現状

■地域の環境

姉小路界隈は京都の都心にあって、交通、通信、エネルギーなどのインフラや行政機関などが並ぶ御池通と、多様な店舗が軒を連ねる三条通に挟まれながら地域コミュニティの残るエリアという特異な環境にあります。格調ある店舗や伝統ある旅館などを中心とした落ち着いた町並みの中に、小さな商店と京町家を含む低層の建物が立ち並びます。

この界隈は古くは東海道の発着点に近く、文化や芸術、人の行き交いの中心地として、明治以後、



図1-1-1 新風館お別れライトアップ

三条通は当時メインストリートとして日本銀行京都支店(現在京都文化博物館別館)や中京郵便局などの近代的な建物が建てられるなど発展しました。

■地域の課題

しかし高度経成長期以降、特に1980年代後半から京町家の跡地に大規模なマンション建設が始まり、バブル経済下の地価高騰による開発圧力は土地の高度利用を促進させ、多くの京町家等の低層建物はビルへと建て替えられました。さらにバブル経済崩壊以降、地場産業の衰退と地価の下落によりマンション建設は続き、職住共存のバランスを保ってきた土地利用も町並みも大きく変化し、連綿と培われてきたコミュニティもまた危機に面していました。

(2) まちづくりに取り組むきっかけ

■11階建ての分譲マンションの建設計画をきっかけに

こうした背景の中、平成7年4月、この界隈に11階建て分譲マンションの建設の計画が発表されました。この地は旧京都ガスの発祥の地であって、敷地の一部がちびっこ広場として地域に開放されていた時期もあり、周辺の住民に親しまれてきた場所でもありました。このマンション建設の反対運動を契機に、自分達のまちを見直そうという機運が生まれ、同年10月「姉小路界隈を考える会(以下、考える会)」が発足し、約1年の活動の結果、マンション計画は一旦白紙に戻されました。

(3) 具体的な取組

■地域の資源を生かした、日常の暮らしを豊かにする活動へ

考える会は、マンション建設への反対運動だけでは何も生まれないという思いから、地域に残る歴史的、文化的資源を活かし、日常の暮らしを豊かにする活動も同時にはじめました。まず、界隈に点在する老舗の看板を再発見する「看板の似合うまちづくり(平成7年)」を展開し、一部まちセンターでも活動助成した「灯りでむすぶ姉小路界隈(姉小路行灯会)(平成9年より継続中)」や「花と緑でもてなす姉小路界隈(平成10年)」などイベントの継続により、まちづくりの輪を広げてきました。また、考える会設立以来、「京の街角 姉小路界隈報告書(既刊37号)」を発行し、平成22年5月



図1-1-2 行灯会のパレード

からは「月刊姉小路まちづくり通信(既刊96号)」の発行を開始するなど、会の活動報告や広報を続けています。

■マンション建設についての再協議



図1-1-3 アバネックス三条模型

こうした活動を経ながら、まちセンターが仲立ちとなって事業者への働きかけを続けた結果、マンション建設が白紙撤回された2年半後、地元住民、学識者を交えての協議の場がもたれることになりました。事業者から「地元に受け入れられ、相互に享受しあえる施設建設を目指したい」との申出もあり、地域と事業者が協働して、地域に合った土地利用を検討することになり、地域、事業者、行政、専門家のパートナーシップによる「地域共生の土地利用検討会」が平成11年に組織され、検討会が開かれました。

検討会では、いきなり建築の形態や事業形態を議論するのではなく、まちの将来像と土地利用のイメージを議論するための基盤づくり(地域資源の再発見、まちの価値共有)から始め、その上で、土地利用の観点から地域にとって求められる機能を議論し、町並みとの調和の検討においては、CGや模型を使用しながら詳細に議論されました。さらに、新たに住まう人の視点、新しい人を迎える側の視点の両方から意見交換を行い、様々な価値を共有することを目的に「まちなか住まい交流会(ワークショップ)」が開催されました。

こうした検討会を17回行い、約2年間の協議を重ねていきました。平成12年12月には土地利用の基本計画を取りまとめ、平成14年に、全国でも珍しいケースと言える、パートナーシップ型まちづくりによる地域共生型マンション(アバネックス三条)が完成しました。

■さらなるマンション計画を受けて:独自の町式目の策定と、建築協定へ向けた動き

「自分たちで地域を守る必要がある」という認識を新たにしていた頃、江戸時代の町衆の自主的な規律であった町式目が地域内で発見されたことを受け、考える会では、地域を守る独自の規範を示すべく、平成12年6月に姉小路界隈のまちづくりの基本方針ともいえる「姉小路界隈町式目(平成版)」を策定しました。

しかし、前述の「地域共生の土地利用検討会」において基本計画がほぼ取りまとめようとしていた平成12年8月、地域住民の思いとは裏腹に、学区界をまたがる場所に高さ31mのマンション計画が立ち上がり、また平成13年には、御池通に面して15階建高さ45mの巨大なマンション建設が発表されました。このような、コミュニティを分断しかねないマンション建設の流れを目の当たりにしたことで、考える会の活動コアエリアである姉菊屋町すでに検討が進められていた建築協定へ向けた動きが一気に広がりました。



図1-1-4 御池通に面する巨大なマンション

その結果、平成14年7月「姉小路界隈地区」と「松長町地区」の2つの建築協定地区において、建物階数や高さを規制することや24時間営業のコンビニエンスストアなどの用途制限を規定した建築協定が締結されました。都心部で80世帯(法人)87区画、約2haにおよぶ、市内の商業地域では最大規模の建築協定となっており、現在も協定の加入者を増やしています。

■市民の手による美しい界隈づくり：京都府下で初となる、街なみ環境整備事業

こうした用途規制をはじめとする土地利用に関する取組だけでなく、姉小路界隈では地域の価値を高める景観づくりの取組も開始します。

京町家と調和した町並みを創造し、地域の魅力と活力を高めることを目的に、平成14年度に「姉小路界隈地区街なみ環境整備事業」のまちづくり整備方針をまとめ、平成15年度には具体的な事業実施に向けて「姉小路界隈地区まちづくり協定（以下、まちづくり協定）」を策定しました。そして平成16年度からは、京都府初の「街なみ環境整備事業」による修景事業の取組を開始し、平成26年度までの10年間に26軒の建物が京町家と親和性の高い外観に修景されています。



図1-1-5 街なみ環境整備事業記録

さらに、これらの景観資源を、地域単位のまとまった景観として認めていくはどうかという声を受け、平成26年より「京都を彩る建物や庭園」への市民推薦を開始し、上記26軒の大半を含む31軒（平成29年3月時点での京都市全域の約1割にある）が選定され、そのうち数件が認定を受けるに至ります。その後登録文化財に登録された建物もあるなど、地域の景観資源を認め、



図1-1-6 まちあるきマップ

その価値を押し上げていく流れをつくることができました。平成29年には、景観への機運を地域全体で高める活動が評価され、「姉小路版の『京都を彩る建物や庭園』姉小路界隈まちあるきマップ」が京都市より発行されています。

（4）活動からの広がり

■ビジョンを作成し、理念をもとにまちをつくる：地区計画、地域景観づくり協議会制度の活用

平成23年より、考える会が主体となり、「地区計画制度」導入の検討を進めました。考える会を発起人として「姉小路界隈まちづくり協議会（以下協議会）」が地域の賛同を受け、立ち上がります。

先進事例のビジョンを参考にしながら、「まちづくりビジョン」の作成に、まちセンを交え取り組み、「暮らし」と「なりわい」と「文化」のバランスを大切に育むまち姉小路界隈の実現へ向け、①静かで落ち着いた住環境を守る、②お互いに協力しながら、暮らしと文化を継承する、③気遣いと配慮を共有し、安全に安心して住み続けられる環境を守るという3つの柱を目標とした「まちづくりビジョン」が出来上がりました。平成24年8月「姉小路界隈地区計画策定要望書」を京都市に提出し、その後ビジョンの内容は、京都市都市計画マスタートップにも地域まちづくり構想として位置づけられています。そして平成26年、風俗店等の進出を規制する「姉小路界隈地区計画」が都市計画決定されました。

さらに協議会は、平成26年5月1日に「京都市市街地景観整備条例」に基づく「地域景観づくり協議会」として、さらに平成27年3月31日に景観づくりの方針や活動区域等を定めた「地域景観づくり計画書」が市長より認定されました。これによって、計画書に定めた「地域景観づくり協議地区」において建築等をしようとする居住者、事業者等は、景観関係の手続（美観地区での認定、屋外広告物条例の許可等）の前に、その計画内容について、協議会と意見交換を実施する必要があり、意見交換を通じて、建築前に地域の想いやまちづくりの方向性を共有することが可能となりました。

の要望書を京都市へ提出しています。

＊＊＊

姉小路界隈の活動は、学区単位の地縁組織を活動母体としていないため、多様な主体の集合体の中で、どのようにまちづくりの意識を形成し高めていくかという点で、活動を進める上の困難も多くあると言います。

そのため姉小路界隈まちづくり協議会では、事業者も含めて「協働して価値を高める」ことを心掛けて活動しています。最初は「強烈な反対運動から始まっている」というマンション建設問題ですが、その後地域から事業者へ「公益性の高い企業として、京都のために、エネルギー基地発祥の地として地域が自慢できるものをつくってほしい」と要望し、多くの専門家、市民団体、行政および事業者とのネットワークを育み、価値を共有する活動を進める形にやり方を変えていったと言います。

また、「活動をとにかく目に見える形にすること」を大切にし、地域の目指す方向性を明言化、見える化しながら、活動を続けてきました。実際、街並み環境整備事業の支援を受けるに至った背景には、建築協定等の活動実績が評価されたと考えられ、活動の発信が、さらなる支援と新たな取組を生んで現在に至っています。こうした活動を通して育まれた「地域の価値を自分たちで守る」という意識は、所有者にも資金面の負担があるにも関わらず、26軒の方々が京町家を伝統的意匠に修復するという取組に手をあげられたことにも表れているのではないでしょうか。

平成27年3月より「姉小路界隈まちづくり協議会」の事務局を開設し、これまでに累計50件を超える意見交換会を実施していますが、施主や店主をはじめとする様々な関係者と互いに尊重し合いながら、「姉小路ブランド」の向上と定着を目指し、「長期的に地域に受け入れられる事業」となるよう丁寧に話し合い、地域の価値を共有し息の長い協力者となるような関係をつくりながら、まちづくり活動を進めています。



図1-1-7 ゾーン20交通標識

また、市や地域住民の協力を得て、街灯や看板の照明色を電球色へと変換し、夜間も姉小路界隈らしい風情ある町並みづくりを進めています。こうした取組を継続する中で、平成25年、景観向上だけでなく防災も目的とした「姉小路通電線地中化」

1-2 有隣元学区(下京区)

《地域からの一言》

「設立20周年を祝して」谷口親平氏(姉小路界隈を考える会事務局長)
マンション建設に反対して、地蔵盆の行灯を復活させたばかりの頃、平成9年10月に誕生した京都市景観・まちづくりセンターと当会は双子の設立関係です。以来、まちセンは京都市のまちづくりに多くを貢献し、当会も数々の実績で評価をいたたくまでに成長できました。このたび創業287年の世界に冠たる双子マーク(ゾーリンゲン)が「姉小路ブランド」に加わり、平成30年3月から営業開始します。今後とも新たな課題に向けて、双子で頑張り続けましょう。

《活動の歩み》

- 平成7年10月 姉小路界隈を考える会を設立。看板の似合うまちづくりを展開
- 平成7年11月 姉小路画廊開設(現在までに25回開催)
- 平成7年12月 会報「姉小路界隈」を発行(現在までに37号を発行)
- 平成9年8月 灯りでむすぶ姉小路界隈を開催(毎年夏の姉菊屋町地蔵盆時に開催)
- 平成10年4月 花と緑でもてなす姉小路界隈を開催
- 平成10年1月 地元住民、事業者、京都市による研究会で、「アーバネックス三条」の基本計画を策定。
- 平成10年3月 まちづくり先進事例見学会
(大型バスチャーター過去7回実施)
- 平成11年1月 Webサイト開設
- 平成11年4月 姉小路界隈町式目(平成版)策定
(江戸時代からの町式目を基本理念)
- 平成12年11月 「歩いて暮らせるまちづくり」協賛開始、自動通行止を始める。
- 平成12年11月 御池通京都初の高層マンション建設反対の署名活動
- 平成14年7月 姉小路界隈地区建築協定締結(80世帯(法人)87区画。2017年にも2件追加加入。)
- 平成14年8月 アーバネックス三条竣工
(日本都市計画学会 関西まちづくり賞)
- 平成14年8月 京都初の赤く燃えるガス灯設置
(内原智史氏デザイン)

- 平成14年11月 インターネットでガス灯・イベント生中継
(防犯カメラ兼用)開始
- 平成15年1月 NPO法人都心界隈まちづくりネット設立
- 平成16年9月 街なみ環境整備事業開始、10年間で26件の京町家再生事業を完成
- 平成18年8月 京都御池中学校との協働による行灯製作とプラスバンド演奏を恒例化
- 平成18年10月 旭川市「5.7小路ふらりーと」と姉妹小路協定調印式
- 平成19年2月 新京都市景観政策の支持表明書の提出
- 平成23年2月 姉小路通(御幸町～柳馬場間)路側帯拡幅工事
(京都市で初事例)
- 平成24年12月 姉小路通街灯(御幸町通～柳馬場通間)
電球色へ交換
- 平成25年2月 姉小路通電線地中化(烏丸通～寺町通間)
要望書提出
- 平成25年7月 姉小路界隈い地区地区計画の都市計画決定。
京都市都市計画マスタープラン「地域まちづくり構想」に「姉小路のまちづくりビジョン」が位置づけられる
- 平成28年3月 地域景観づくり協議会事務局開設
(2015年3月31日)。
累計50件の意見交換会を実施。

《主な受賞歴》

- 平成11年 「第1回景観・まちづくりコンクール」優秀賞
京都市・景観まちづくりセンター
- 平成14年 「関西まちづくり賞」日本都市計画学会関西支部
- 平成16年 「まちづくり功労賞」国土交通省
- 平成17年 「第1回地域住宅計画賞」地域住宅計画推進協議会
- 平成19年 「日本まちづくり大賞」日本都市計画家協会年
- 平成27年 「第5回地域再生大賞」地域再生大賞実行委員会
(全国地方紙44社と共同通信で構成)
- 平成27年 「第10回国土交通大臣賞」住宅生産振興財団
「住まいのまちなみコンクール」
- 平成29年 京都景観賞「第1回景観づくり活動部門」市長賞

《参考文献》

- 1)姉小路界隈を考える会HP (<http://www.aneyakouji.jp/>)
(平成30年2月閲覧)
- 2)「まちづくりコーディネーター」リムボン、まちづくり研究会
編著 株式会社学芸出版社 平成21年
- 3)「京の街角 姉小路界隈」報告書第三十六号 姉小路界隈を考える会 平成29年

(1) 現状

■ 地域の環境

有隣学区は、下京区に属し、南北は松原通から五条通、東西は河原町通から東洞院通に囲まれた地域を中心とする位置にあります。主要鉄道駅に近く、交通利便性が極めて高いという特徴がありながら、地域では古い歴史と昔ながらの伝統産業が今なお受け継がれ、それらを反映する伝統的な京町家や路地が残る下京区の職住地区です。低層の木造建築が高密度に存在することによって歴史的に形成されたコミュニティが、地域の基盤となっています。

■ 地域の課題:マンション建設がもたらす、コミュニティのあり方の変化

こうした環境の下、有隣学区では、1980年代後半のバブル期以降、昭和の終わりから平成にかけて、比較的小規模な土地活用の一つとしてワンルームマンションの建設が目立ちはじめ、当時は日照権や電波障害が問題となり、マンションを含む高層建築への反対運動が起きました。バブル崩壊後、伝統産業の不況、地価の低下などに伴い、1990年代後半以降、平成に入り都心部の生活の便利さが見直されるにつれ、比較的価格の安いファミリータイプの分譲マンションが建ちはじめました。

一時期の都心部の空洞化に伴う人口減少や、有隣小学校の統廃合も平成4年に経験した有隣学区にとって、地域に新たに入ってくるマンション住民は、「まちづくりの新たな担い手」としての期待も大きく、そのため、交流をいかに図っていくかは重要なテーマとなっていました。

一方で、おおむね50世帯の規模の、両側町と呼ばれる地域コミュニティの単位を基本とする京都都心部でのマンション建設は、多い場合では100世帯以上が町内に一気に流入することとなり、そのインパクトや、新旧住民相互の価値観やライフ

スタイルの相違が大きいことは容易に想像できる状況でした。

当時まちセンが受ける市民からの相談も、マンションに関する問題が多くの割合を占めていました。それは、従来「マンション問題」として捉えられてきた景観問題やマンション周辺の居住環境に関わる物理的な問題にとどまらず、むしろ「地域社会の中に存在するマンションと既存のコミュニティの関係づくりをどうしたらいいか」という相談が多くなっていました。現に有隣学区でも、地域広報誌である「あいらぶゆうりん」創刊準備号(平成4年7月20日)では、「昨今のマンションの増加は、地域のあり方について、明治初めの町組改変(今日のような学区単位の地域コミュニティを形づくる大きな出来事だった)に匹敵する意識の変革を私たちに求めているのかもしれません。」と述べ、マンションと地域との関係をめぐる問題の大きさを伝えています。

マンション建設は、単に住環境だけではなく、町内や元学区などの地域社会の運営にも少なからず影響を与えるものであり、地域が今後マンション住民とともにどのような地域社会を運営していくのかというビジョンが問われることになりました。

(2) まちづくりに取り組むきっかけ

■「マンション住民との交流と、小学校の跡地活用を」

「有隣まちづくり委員会」の発足は、平成14年のまちセン主催「地域まちづくりセミナー」に、自治連合会会長、副会長が参加したことがきっかけでした。その上で、林立するマンションの住民との交流と、元有隣小学校の跡地活用が、学区の課題であると改めて認識したことから活動が始まります。同年自治連合会の役員を中心とした有隣まちづくりコア委員会が誕生し、その6月には、各町内会、各種団体長、自治連合会役員で構成した「有隣まちづくり委員会」が正式に発足しました。

(3) 具体的な取組

■顔の見える関係づくりから：「マンションに移り住む新しい住民の方とも交流を深めたい」

有隣学区では、マンションが建ち始めた折から、従来の住民との交流を深めていこうという気運が高まっていました。しかし一方では、町内会への新規加入者の急増への不安なども発生しており、またワンルームマンションの住民には町内会加入への意識は低い現状にありました。そのため、町内会単位でマンション事業者等と話し合って、一棟として町内会に加入する「一棟一括方式」をとるのが実情でした。そのため交流という点においては、マンション住まいの方に町内の案内が十分に行き渡らないという現実も生んでいました。

まちづくり委員会では、発足時の平成14年には「まずは活動をしてみよう」と最初に手がけた事業は、昭和60年から毎年8月に開催している「有隣まつり」への参加者調査でした。その結果、全参加者の約3割がマンション住民で、また学区外のマンションからの参加者も多いことも分かり、驚きも



図1-2-1 まつり参加者調査

の地蔵盆」を行い、最初の年には子どもたちだけで40数名の参加がありました。

その後、平成17年にまちセンが主催した「学生まちづくりセミナー」などを通して、大学の学生ボランティアなどの協力も受けことで活動の幅が広がっていました。数珠回し体験や、マジックショーでの地蔵盆の由来説明、平成20年には有隣学区に関する問題を集めた「有隣子ども検定」など、趣向を凝らした取組を行えたこともあり、地

蔵盆への住民参加が進み、参加をきっかけにマンションで町内会をつくるところもあるなど、少しずつ成果も生まれていきました。

また、マンション住民への情報伝達手段として「学区ホームページ」が提言されたことを受けて、まちセンの支援を得て開設し、現在も運用しています。



図1-2-2 マンションフォーラム

さらに、町内に新しくマンションが建つ際に、少しでもスムーズに町内会として事業者と関係づくりができるよう、事前によく話し合うことでマンションの方々の地域活動への参加をしやすくした町の方のお話や、その時に作成された資料をもとに「新規マンションへの町内会対応マニュアル」を作成しました。その他、マンション居住者との接点を見つける取組として、住民や事業者との意見交換などを行った「マンションフォーラム」、ここで出された意見をもとに、子育て世代の参加を得たいと始まった子育てサロン「ユーユー」、さらには高齢者サロン「りんりん」など、地域住民の方が集える場を様々な形でつくっています。

■まちの想いを共有し、現実のものへ：まちづくりビジョンと地区計画の策定へ向けて

有隣学区として対応すべきもう一つの課題だったのが、統廃合された小学校跡地の活用についてでした。小学校跡地は、京都市の将来構想や市民ニーズなどに対応するため、平成7年8月に「将来用地」と位置づけられ、向こう10年整備しないと定められました。まちづくり委員会では、その期間を

経過したことを機に、平成19年5月、跡地活用へ向けた学区としての想いをまとめていくため、まちづくり委員会の諮問機関として「まちづくり構想・学校跡地ヴィジョン委員会」を発足させました。そして跡地活用を検討する上で、「うちのまちはこんなまち」という将来像を持つことが重要であり、またその想いを地域内外で共有できるようなヴィジョンという形にする必要性が議論されました。さらに、そのヴィジョンが現実のものとなるよう法律や条例への位置づけも目指していくことになり、平成20年1月の学習会を機に、地区計画の策定へ向けた取組も始まりました。

その後まちづくり委員会が中心となって、約2年かけてつくられた「有隣元学区地区地区計画」は、平成23年2月に都市計画決定されます（活動の歩み参照）。

定住家族を増やして、地域交流を深めたいという想いで検討してきた同地区計画では、まちづくりの目標を定める「地区計画の方針」に「まちづくりヴィジョン」（ぬぐもりがある暮らしが息づくまち有隣へ）と「3つのまちづくり目標」（①安全で安心して暮らせる有隣をめざします、②地域の歴史と文化を掘り起こし、伝統と暮らしが息づく有隣をめざします、③高齢者の知恵と若者の発想が活かされる有隣をめざします）が定められました。また、建築物の用途などを具体的に制限する「地区整備計画」には、①風俗店の出店の制限、②床面積40m²以下の住戸を含む共同住宅（マンション）建設の制限、③倉庫業を含む大型倉庫の制限、④大規模な駐車場の制限の「4つの制限」が定められました。

地区計画では、床面積40m²未満の住戸は一棟のマンションにつき3分の1までという規制を盛り込むことでワンルームマンション建設が実質制限されることとなり、ファミリーマンションの建設が進み、地域の長年の懸案であった開発問題が大きく解決されました。市街地のこれほど広い範囲でワ

ンルームマンション規制が実施されることは当時珍しく、有隣学区の取組は全国から注目を集めました。当初は規制に反対する地権者も少なからずいたようですが、まちづくり委員会が中心となって、学区の将来ヴィジョンとともに、電話連絡や直接訪問するなど丁寧に説得してまわり、関係者の多大な熱意と努力の末に計画が実現しました。

(4) 活動からの広がり

■学区を超えた活動の広がり：地域の魅力を発信する取組へ

地区計画策定以降、学区内の名所・史跡や地場産業、町家・路地といった資源を活かした取組がより積極的に展開されるようになり、元有隣小学校では、地場産業に関する講演会が定期的に開催され、絞り染め、京弓、京扇子、京仏壇・仏具、数珠等、それぞれの担い手の語りに毎回多くの住民が耳を傾けています。

また、有隣学区の魅力を学区内外により一層知ってもらうため、まちづくり委員会が主体となり、地域の住民や商業者の協力を得て「松原通おさんぽマップ」を作成しました。マップでは、学区内を東西に通る松原通（かつての五条大路）に沿って分布する史跡や地場産業、店舗等を紹介しています（同マップは好評を得て平成26年には改訂版が発行されました）。そして、松原通に関する取組は周辺の学区にも拡がり、平成24年からは洛央学区内の他の6つの元学区との連携体制のもと、「松原通界隈活性化活動プロジェクト委員会」が発足し、「松原通（みち）の駅」等の活動が定期的に開催されています。

■近年の課題意識と活動の発展：地域を安心・安全にする取組へ

近年では、老朽化した木造住宅が空き家となり、あるいは建て替えられることにより、京町家をはじめとする古い木造住宅が密集する従来のまち

とコミュニティのあり方に大きな変化が起き、定住人口の減少や、町内会への関心の低下、緊急時の連絡体制への不安、さらにはいわゆる民泊の増加など、新たな課題が浮かんできています。そのため防災面においても、こうした状況を踏まえた新たな対策やアプローチが求められています。

【空き家対策】

平成26年からは、学識や建築士等の様々な専門家の協力や京都市からの支援を得ながら、空き家対策・活用支援の取組を開始しています。町内会長へのアンケート調査の結果、学区内には少なくとも101件の空き家があり、なかでも有隣学区に多く存在する路地(特に袋路)に沿って建つ空き家ほど、管理状態が悪いものが多く分布することが明らかになりました。その後空き家所有者からの個別相談にも対応し、3年間で計7件の相談を受け、内3件の活用を実現しました。

【防災まちづくり】

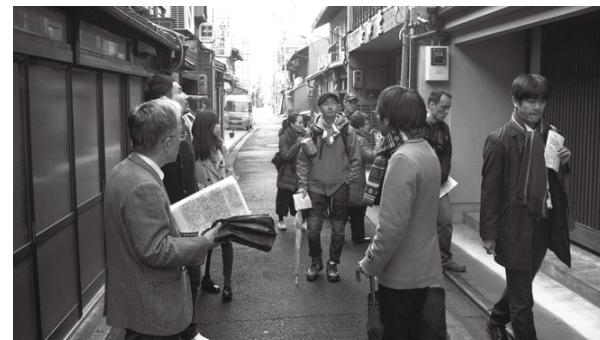


図1-2-3 防災まちあるき

密集市街地である有隣学区では、路地に沿って分布する町家が雰囲気のある町並みを形成し地域の魅力となっている一方、建て替えができないケースも多く、建物の老朽化や空き家化が進んでおり、災害時の安全部面で不安材料になっていました。そのため平成28年から、まちセンから派遣された専門家とともに、京都市とも連携した防災まちづくりの取組を始めています。防災上の課題や不安を解消することを目標に、まちづくり委員会が中

心となって、防災まちづくりマップの作成、防災まちあるきや避難訓練を通じての、まちの点検や地域の防災意識の向上へ向けた啓発活動などを進めており、平成30年度内の地区防災計画策定をめざしています。

* * *

このように、有隣学区では、様々なアイデアをもって交流へ向けた活動に力を入れ、地域活動、ご近所つきあいが活発で地域の結束力が強いまちを、現在に至るまで維持してきました。「ぬぐもり



図1-2-4 防災意見交換会

ある暮らしが息づくまち有隣へ」を掲げる「有隣まちづくりビジョン」は、有隣学区での様々な活動の指針になっています。「松原通おさんぽマップ」の作成といった、近隣地域とも連携しながらまちの魅力を発掘・発信するユニークな取組も、歴史、文化、産業を大切にしてきた有隣学区ならではのものといえます。また防災まちづくりの取り組みでも、多くの住民の参加によって行われた「防災まちあるき」では、防災上の課題を確認するだけではなく、「お地蔵さん」など有隣学区の魅力を再発見する機会にもなっています。

地域を取り巻く社会的な背景が大きく変わるものにあっても、町衆の歴史と文化の誇りを礎としながら、それに基づくまちづくりの指針を住民がしっかりと共有しながら柔軟に課題解決へ向けて取り組む、地道で搖るぎない住民自治のあり方が、有隣学区の活動の大きな特徴の一つと言えるのではないかでしょうか。

《地域からの一言》

「まちセンへ一言」大田垣 義夫氏(有隣学区自治連合会元会長)

「ひと・まち交流館京都」の中の「景観まちづくりセンター」のお世話になったのは、現在の新しい建物が出来る少し前でした。丸太町の元龍池小学校に数回行ったことがありましたが、今の場所に移られて、有隣学区から近いため気軽に相談に寄せてもらったりしました。何よりも助かったのは、大学や他の団体の橋渡しをしていただいたことと、学区のホームページの立ち上げに協力いただいたことです。その後、市民活動センターにも出入りするようになりました。

《主な受賞歴》

平成23年「平成23年度まちづくり月間国土交通大臣表彰」まちづくり委員会(自治連名)

《参考文献》

- 1) まちづくり専門家セミナー(平成16年度 - 18年度)調査報告書「マンションと地域コミュニティ」(財)京都市景観・まちづくりセンター 平成19年
- 2) 有隣学区HP (<http://zi-net.jp/yurin/>)
- 3) 「有隣学区まちづくりビジョン」有隣自治連合会、有隣まちづくり委員会、京都市都市計画局 2011
- 4) 「まちのビジョンづくりのススメ」京都市都市計画局都市企画部都市づくり推進課 平成23年
- 5) ニュースレター 京まち工房 第22号 平成15年12月
- 6) ニュースレター 京まち工房 第36号 平成18年3月
- 7) ニュースレター 京まち工房 第43号 平成20年6月
- 8) ニュースレター 京まち工房 第45号 平成20年12月
- 9) ニュースレター 京まち工房 第50号 平成22年3月
- 10) ニュースレター 京まち工房 第78号 平成29年3月

1-3 修徳元学区(下京区)

(1) 現状

修徳学区は、松原通、五条通、東洞院通、西洞院通に囲まれ、近くに地下鉄や阪急電鉄の駅がある、利便性の良い地域です。いわゆる都心部の「田の字」地区に位置し、繊維関係をはじめ、扇、荒物、材木など、商工業の多い職住共存のまちとして発展してきました。平安後期～鎌倉初期の歌人、藤原俊成ゆかりの新玉津島神社、「親鸞聖人御入滅之地」という石碑の立つ光圓寺などがあります。学区内にはビルや商店、住宅が混在し、昔ながらの京町家も残っています。繊維不況で撤退した企業跡地が次々とマンションに建て替わり、最近ではホテルやゲストハウスの新築が目立つなど、町並みは大きく変化しています。

(2) まちづくりに取り組むきっかけ

修徳学区のまちづくりは、都心の人口減による児童数の減少で、123年の歴史がある小学校が閉校したことを機に始まりました。

明治2年、学区民の寄附で下京第十四番組小学校ができ、後に伊藤博文が中国の詩経の言葉から「修徳小学校」と命名しました。修徳小学校は学区のシンボル的な存在で、住民の結束の中心ともなっていました。しかし、都市部の人口減少に伴い、平成4年3月に閉校。修徳を含む7学区の児童が洛央小学校に統合されました。

長年住民に親しまれてきた修徳小学校の跡地をどうするか——。住民による「まちづくり」の流れは、これを契機に始まりました。

■地域で掲げたテーマ、修徳が考える「町並み」

平成4年4月、修徳自治連合会が修徳小学校跡地問題を役員会に上程。新しい施設を建設するだけではなく、まちづくりに昇華させるため、「社会教育プラザ 花と緑 健康と福祉の学区(まち)修徳」というテーマを掲げました。跡地の建物は福祉施設にし、運動場跡には学区の人達のアイディア

とともに公園をつくることが決まりました。

平成11年3月、地域の将来像を明らかにするため、住民に「わたしのまちに対する想い」というアンケートを実施したところ、やはり小学校の跡地に高い関心がありました。同年6月には「修徳まちづくり委員会」を設立しました。

その頃、修徳学区にはマンションが増え、町並みの様子が大きく変化していました。まちづくり委員会は、町並みを、歴史的資源と自治の伝統をよりどころに築いてきた暮らしの表現だと捉え、修徳らしい町並みをつくる仕組みづくりに取り組み始めました。

■公園づくりから始まった、地域で取り組むまちづくり

まずは、小学校跡地における公園づくりに、地域が主体的にかかわるところから始まりました。

公園づくりでは、「多数決」は学区民の総意ではないとし、多数決による決定をとらなかったのが大きな特徴です。利害関係がある各主体の中には、当然、正反対の考えがあるためです。このため、高齢者、子どもの両親、近隣町内会、地域の各種団体など、様々な主体ごとに意見交換会を開き、平成12年8月にはワークショップ「公園デザインを描く会」を3回開催して、滝とせせらぎ、池、1年中花が咲く芝生のある公園をつくることに決定しました。



図1-3-1 修徳公園の様子

時間と手間隙をかけて、住んでいる人たちが「これなら」と納得できる形を模索し、平成13年7月に修徳公園が完成しました。毎年夏には夏祭り「サマーナイトin修徳」が開かれ、大勢の人でにぎわいます。

■マンションの建物から受ける、まちづくりへの影響: 地区計画へ向けた取組

公園が整備される前から、修徳学区では、マンション建設工事やマンションの建物から受ける影響についての相談が相次いでいました。まちづくりの課題として、マンションの問題は大きなテーマでした。

こうした問題を受けて、景観を守ろうと、修徳学区では平成13年4月に地区計画を策定しました。職住共存地区における地域協働型地区計画の第1号です。

地区計画の目標として「豊かなふれあい・活力ある交流のあるまちづくり」「美しく緑豊かなうるおいのある市街地環境の形成」を掲げました。各世代の定着を図るとともに、住民相互のふれあいや地域の歴史や文化を大切にしながら、安全で快適な活力ある地域社会の形成を図ること、修徳小学校跡地の街区公園等の公共施設を核に、地域緑化・地域美化に努め、美しく緑豊かな潤いのある市街地環境の形成を図ることを明記しています。

土地利用の方針として、「烏丸通沿道地区及び五条通沿道地区では、後背地の住環境の維持に配慮しながら、都心にふさわしい広域的な商業・業務機能の集積を図り、それ以外の職住共存地区では商工の賑わいの継承と住機能の維持により、都心活力の源となる多様な土地利用が共存する中低層を基調とした市街地の形成を図る」としました。建築物等の整備方針として、地域の個性の維持・発展のため、地域の歴史・文化的な拠点施設や京町家等の伝統的な建築物との調和を図ることなどを定めました。

■地域で目指す姿を文章に: まちづくり憲章の策定

この目標が広く学区民に理解され、まちづくりにいかされるよう、その後、修徳学区では、「まちづくり憲章」づくりを進めました。まちセンも、まちづくりコンサルタントを専門家として派遣し、支援

しました。

何度もワークショップを開き、修徳学区が目指す姿や取り組むべき事項について話し合いました。地域のにぎわいの喪失という問題が浮かび上がり、商店主との懇談会も開いて、暮らしやすいまちのありようについて話し合いました。

こうして平成18年3月に策定された「修徳学区まちづくり憲章 第1部」は、学区の歴史や現状を整理し、目指す姿や、学区内の建築物の建て方に関するお願いが、具体的に提案されています。まちづくりのテーマとして、「歴史と由緒ある地域に誇りのもてるまち」「地域の誇りとなるお祭りのあるまち」「自治の伝統をまもり、顔の見える絆の強いまち」「商工業の店の多い、歩いて暮らせる賑わいのあるまち」「修徳学区が昔から大切にしてきたものと、今の暮らし方との調和に配慮した町並みがあるまち」を掲げています。

平成22年2月には「修徳まちづくり憲章 第2部」の「町並み編」、同年3月には「安全・安心編」を作成しました。「町並み編」は、修徳学区らしい「伝統と創造を兼ね備えた」町並みをつくりだしていくために作成しました。通りの景観、単体のデザイン、遠くからの町並みという3つの視点から、町並みルール(基準)を定めています。「安全・安心編」は暮らしの安全を守るために、地震防災、防火、防犯など、危機管理全般についてまとめた内容です。いざ

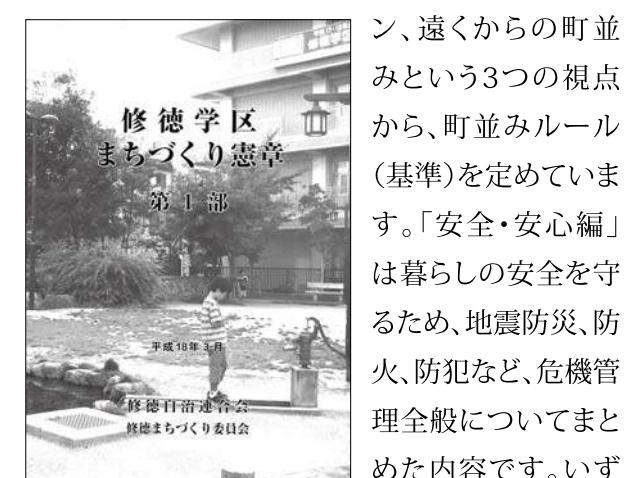


図1-3-2 修徳学区まちづくり憲章第1部
輝行教授(当時。現在は名誉教授)の研究室の協力を得て完成しました。

* * *

修徳学区では、これらのまちづくり活動につい

て、昭和60年に第1号を発刊した広報紙「修徳」などで詳しく報告してきました。活動に参加している学区民が活動を理解できるための取組です。ワークショップなどで学区民の思いを確かめながら、それを広報紙や憲章のような文書にし、共通認識を広げていく手法は修徳学区の大きな特徴で、「文書主義」と呼んでいます。

こうすることで、時代や人が変わっても、過去に議論されたことや決められたことをきちんと確認することができます。日々、文書にしていくことは、並々ならぬ労力がかかりますが、この徹底した文書主義が修徳学区の特徴であり、それがあるからこそ、活動が確実に蓄積され、また広がりをもって現在のまちづくり活動に受け継がれています。

■地域で「景観」を考える：地域景観づくり協議会の認定

修徳学区では平成18年度、まちづくり委員会の中に「建築分科会」を立ち上げました。一般社団法人京都府建築士会のメンバーが参加し、通りや町並みのデザイン、にぎわい事業などの企画をします。門内教授の研究室もスーパーバイザーとして加わり、学区の町並みを再現する3Dモデルを作



図1-3-3 修徳まちなみ文化財の取組

成して、建物を改修、新築する際の検討に役立てました。

こうして、学区内で建築行為を行なう時は、建築主と町内会などが意見交換をしてから設計する仕組みが生まれました。独自でスタートさせたこの仕組みは、平成24年6月、京都市から地域景観づくり協議会第1号として認定を受けました。

■新旧それぞれの価値を認めて、これから修徳の景観をつくる：まちなみ文化財の取組

修徳学区には、京町家以外の建築物にも、町並み形成に貢献している建物がいくつもあります。京都府建築士会の提案で、平成25年から、こうした建築物を「修徳まちなみ文化財」に認定する活動を始めました。日頃なかなか気づかない「地域の宝」に目を向け、景観への関心を高めようというユニークな試みです。

選定の際にはワークショップを開催し、まちづくり委員会のメンバーが歩いて選んだ候補の建築物について、参加者がコメントをポストイットに書いて模造紙に貼り、意見を交換しました。

歴史ある建物だけではなく、ひさしの高さや外壁の色など、周辺の町並みに配慮した近・現代建築も

認定の対象です。これらの建物に住む人に選定証を送り、「修徳まちなみ文化財」と焼印を押した15センチ四方の櫻(けやき)製プレートを飾ってもらっています。平成30年1月現在、民家や寺、旅館など58件が指定されています。同年2月24日には追加認定のためのまち歩きが行なわれました。

＊＊＊

修徳学区では、都心の便利な生活を守りつつ、景観を強く意識したまちづくりを心がけてきました。京町家以外にも、学区内にある意匠をこらしたビル、近代建築など、町並みに貢献している建物を「修徳まちなみ文化財」に認定する取組は、その代表的なものといえます。古い建物を守る努力をしつつ、新しい建築物でも景観をよりよくする取組を、住民たちによる話し合いのもと粘り強く続けてきました。

職住共存地区における地域協働型地区計画の第1号、地域景観づくり協議会の第1号に見られるように、早い段階から住民参加型のまちづくりを進めてきたことも大きな特徴です。

「修徳まちづくり憲章」などの活動は高く評価され、平成18年度まちづくり月間国土交通大臣表彰を受賞。平成24年度の第15回関西まちづくり賞にも選ばされました。

景観や地域コミュニティに悪影響を与えるものとして、空き家があります。修徳学区では平成26年度に、門内教授の指導のもと、空き家の悉皆調査を行ない、「空き家台帳」を作成しました。平成27年度には門内研究室の協力のもと、若宮通五条上ルの「旧日曜学校」を調査し、ワークショップを開いて話し合うなど、活用方法を模索しています。

美しい町並みを形成するには、建物の形、色、素材を調和させるだけではなく、時代とともに変化する価値観や、1人1人異なる美的感覚の調整が常

に必要になります。地区にふさわしい景観づくりに配慮しつつ、柔軟な対応をすることで新たな住民を受け入れ、地域のコミュニティ形成につなげる取組は、住民の意識の高さによって維持されています。

《地域からの一言》

荒川晃嗣氏(修徳まちづくり委員会委員長)

地道な活動を続けてきたことで、住民が参加するまちづくりへの理解が深まり、良かったです。これからは発生した事案に対応するだけでなく、自分たちの理想のまちに近づくような活動に取り組みたい。例えば、ゲストハウスの増加が問題になっていますが、共存の道を模索して学区を活性化できないか。少子高齢化、空き家の活用も大きな問題です。これまでの蓄積をもとに、住む人たちの思いを大切にしながら、修徳らしい、にぎわいのあるまちを目指したいです。

《活動の歩み》

- | | |
|---------|----------------------------------|
| 平成4年3月 | 修徳小学校が統合により閉校。 |
| 平成4年4月 | 修徳自治連合会が修徳小学校跡地問題を役員会に上程。 |
| 平成11年6月 | 修徳まちづくり委員会設立。 |
| 平成13年4月 | 地区計画を策定。職住共存地区における地域協働型地区計画の第1号。 |
| 平成13年7月 | 修徳ふれあい福祉社会館と修徳公園が竣工。 |
| 平成18年3月 | 「修徳学区まちづくり憲章 第1部」を作成。 |
| 平成22年2月 | 「修徳まちづくり憲章第2部」の「町並み編」が完成。 |
| 平成22年3月 | 同「安全・安心編」が完成。 |
| 平成25年9月 | 修徳まちなみ文化財の認定。櫻製プレート授与。 |

《主な受賞歴》

- | | |
|-------|-----------------------|
| 平成18年 | 平成18年度まちづくり月間国土交通大臣表彰 |
| 平成24年 | 第15回関西まちづくり賞 |

《参考文献》

- 1) ニュースレター 京まち工房 第36号 平成18年9月
- 2) ニュースレター 京まち工房 第60号 平成24年9月
- 3) ニュースレター 京まち工房 第65号 平成25年12月
- 4) 修徳元学区地区計画
- 5) 修徳学区まちづくり憲章 第1部
- 6) 修徳学区まちづくり憲章 第2部 町並み編
- 7) 修徳学区まちづくり憲章 第2部 安全・安心編
- 8) 修徳景観づくり計画書「修徳学区の景観づくりへ」

1-4 成逸元学区(上京区)

(1) 現状

■地域の環境

成逸学区は京都市上京区の北端に位置し、明治2年に上京区第2番組小学校が開校、その通学区が今の成逸学区(元学区)です。西陣の一画にあり、低層木造住宅が比較的多い市街地です。学区内には七野神社、水火天満宮、若宮八幡宮、興聖寺、安居院西法寺、大應寺など多数の神社仏閣があるなど、古い歴史を持っています。

■地域まちづくりの活動母体:成逸住民福祉協議会

成逸学区では、昭和48年に町内会や各種団体の活動や分担金・助成金の受給を調整する協議会として成逸住民福祉協議会(成逸住協)が設立されました。成逸住民福祉協議会は、成逸住協本部、学区内の町内会(26ヶ町)と、各種団体(約20団体)で構成されたボランティアの住民福祉活動団体です。この中から本部役員を含む評議員が選出され、成逸住協の運営にあたり、住民、各団体相互の連携のもとに、地域に密着したきめ細やかな福祉を目指して活動しています。

■地域の拠点

成逸小学校は児童の減少のため、成逸・西陣・桃園・聚楽の4学区が統合して西陣中央小学校となり、平成9年に閉校し、その跡地に平成16年4月に京都市立北総合支援学校が開校しました。昭和54年に成逸会館が設立され、北総合支援校の建設に伴い、新たな成逸会館が誕生し、この場所を拠点に成逸住協活動を展開しています。

(2) まちづくりに取り組むきっかけ

■他学区の活動に触れて

平成14年、上京区の春日学区主催の「ふれまちトーク」のワークショップに、成逸学区元会長が参加されたことが一つのきっかけとなります。「春日学区のように、地域の活動にゼミ生が参加するこ

とで活動の活性化を図りたい」との思いを持たれた元会長は、そのワークショップに同席していたまちづくりの専門家(石本幸良氏)に協力を申し入れ、専門家やそのゼミ生とともに活動をスタートします。

■町内会の存続を考える

西陣織関連施設の廃業等により、成逸学区で共同住宅が増加、特に学生を主体としたワンルームマンションが増加します。こうした変化を受け、町内会加入世帯の減少が各町内会から問題指摘され、まちづくりの取組を主体とする組織づくりが急務として確認されました。

平成19年4月に成逸住協の中に、成逸まちづくり推進委員会を設立し、「わたしのまちに町内会があつて良かったと思えるまちづくり」を目標に、成逸学区に住み、働き、訪れる人に心地よいと思えるまちづくりを進めています。

(3) 具体的な取り組み

■マンション住民との接点づくり、町内会加入へ向けた工夫:せいいつつ方式

委員会では町内会と新しいマンションの住民との間で、日常的に良好な地域運営を図るために、委員会と事業関係者との間で覚書を締結する「せいいつつ方式」を平成19年10月に策定しました。覚書の項目は、①新築する共同住宅の工事概要を町内会に説明すること、②建物の管理に関する協定書を町内会と締結すること、③事業者と入居者は町内会に加入すること、としています。なお、ワンルームマンションの単身居住者などを対象に、町内活動には直接参加しないが、地域住民としての情報提供を受けることができる「準会員」制度を導入しました。

平成27年6月には空き家再活用の事例が増えたこともあり、空き家再活用の事業者も対象に追加し、その後平成29年10月に学区内で宿泊施設

の事例が増えていることを踏まえ、宿泊施設も対象として追加し、せいいつつ方式の適正な運用を図っています。

■地域を知ることから広がる理解:住まい交流会、地蔵盆記録集の作成



図1-4-1 地蔵盆の記憶

「町内会に入りませんか」と一方的に思いを伝えても町内会への理解は高まりません。住んでいる地域を知り、地域の方との交流を始めるのが町内会加入への第一歩と考え、マンション居住者と

戸建て居住者の方が交流を通して、ご近所同士が顔見知りになるきっかけづくりを目的に、平成20年6月に「第1回せいいつつ住まい交流会」を開催し、それ以降取組を継続しています。

また、成逸学区のすべてのお町内で、8月のお盆前後に開催される地蔵盆は、お町内の絆の原点で、お町内の年中最大の行事として伝承されています。平成25年度にすべてのお町内の地蔵盆の調査を行い、「成逸の夏の風物詩『地蔵盆』の記録」をまとめ、地蔵盆継承のための記録集をまとめました。この調査の中で、改めて成逸学区の路地の多さや路地が抱える防災まちづくりの課題を再認識することになりました。

■様々な防災まちづくり活動へ

ア 自主防災活動活性化の契機

平成19年7月の新潟中越沖地震に接し、平成20年5月から成逸自主防災会を中心に自分たちのまちの避難所運営マニュアル策定の取組を開始し、

阪神淡路大震災時の避難所の現状や全国の先進事例の学習をもとに、平成21年3月に成逸学区避難所運営マニュアルを策定しました。

平成19年4月設置の成逸まちづくり推進委員会では、「私のまちに町内会があつて良かったと思えるまち」を目指し、町内会活動を活性化の取組を進めており、町内会を基本とした防災まちづくり活動の取組を毎年企画・実施し、継続することで防災に対する意識向上と維持を目的とした活動を継続的に発展させています。

イ 福祉防災マップの作成

各町の福祉防災マップを平成16年度に作成し、数年ごとに改訂を行っています。当初は寝たきり、独居老人、障がいのある方、幼児を抱えた世帯など多様な内容でしたが、現在は高齢者等の情報を中心にまとめています。



図1-4-2 防災訓練

ウ 成逸総合防災訓練

自主防災会では毎年10月に成逸総合防災訓練を開催しています。毎回、避難所運営マニュアル等に沿った模擬訓練を取り入れ、実践と学習と、若い方の参加が増えるように、参加者が楽しめる訓練を実施しています。また、毎年参加者アンケート調査を行い、住民の防災意識の向上と継続性に努めています。

エ 各町避難行動マニュアル策定(平成24年度)

町内会ごとの緊急時連絡網を作成し、防災訓練の際に連絡網で安否確認の訓練を行っています。また、町内会の防災関連施設情報のプロットと災害時の避難に関する情報を網羅したマップを作成しています。この緊急連絡網と防災マップを合わせて各町別の避難行動マニュアルとしてまとめ、ラミネート加工をして全世帯に配布しました。

オ 災害時要配慮者支援台帳「成逸ほっと安心カード」(平成26年度)

東日本大震災の教訓をもとに、73歳以上の高齢者を対象に実施した「災害時における避難支援に対する意識調査」をもとに、災害発生時に避難支援を希望する高齢者の台帳とマップを町内会ごとに作成しました。約250名の方が登録され、台帳とマップは学区と町内会長が保管しています。3年ごとに見直しすることとしています。



図1-4-3 防災まちづくり計画

カ 成逸防災まちづくり計画策定

京都市の支援を受けて平成26年から防災まちづくり調査を実施しました。調査は26町内会ごとに現地調査と意向調査をもとに防災まちづくり課題マップを作成し、全世帯に配布し、27年度は町内会ごとの防災まちづくりに対する意識と現状把握のもと、課題の再整理を行い、28年度に3年間調査をまとめ、成逸『路地・まち』防災まちづくり計画と町内ごとに防災まちづくり計画を策定しました。

キ 成逸防災心得の発行、配布



図1-4-4 防災心得

平成28年5月発生の熊本地震での厳しい避難者の状況に接し、改めて「もしもの時に備え、身を守る力をつけること」の重要性に接しました。そこで防災ブック「東京防災」を参考に、成逸版防災ブック「成逸防災心得」を発行し、平成29年9月に町内会加入の全

世帯に配布しました。

ク 成逸地域避難所の覚書の締結

成逸学区の指定避難所「北総合支援校」の想定収容人員は298人で、熊本地震での「車中泊避難」「在宅避難」の現状に接し、改めて大地震が発生した時に指定避難所だけでは混乱が予想され、もっと避難者を一時的に収容する施設拡充の重要性を再認識するに至りました。そこで平成29年8月頃から、北総合支援校の北に隣接する興聖寺と避難所機能を補完する「一時的な避難施設」として使用することについて協議を進め、12月に「成逸地域避難所」として使用するための覚書締結について確認することができました。平成30年1月に上京区の立ち会いのもと、興聖寺と成逸学区で成逸地域避難所協定の覚書を締結し、京都市内でも数少ない、地域の一時避難所を確保することができました。



図1-4-5 防災まちづくり大賞

このように、平成19年4月の成逸まちづくり推進委員会の活動開始を契機として、「せいいつ方式」による町内会加入促進の取組と、町内会を基本とした多様な防災まちづくり活動が持続的に展開されてきました。その長期にわたる防災まちづくり活動の成果として、平成29年3月に「町内会を基本とした防災まちづくり—顔の見える安心感のある成逸のまち」で、「第21回防災まちづくり大賞消防庁長官賞」を受賞しています。

(4) 活動からの広がり

■憩いの場としての、空き家の活用へ:ほっとせいいつの取組

こうした地域の取組を積み重ねた結果、賛同した地域内の空き家の所有者が場所を提供してくださいり、平成25年よりお茶を飲みながら歓談を楽しめるみんなの居場所「ほっとせいいつ」の取組も始まりました。運営には、女性会をはじめとす



図1-4-6 ほっとせいいつ

る地域の方や、北総合支援学校の生徒の方、福祉施設の職員の方など、多方面の方が協力し、地域の憩いの場となっています。

＊＊＊

昭和48年の住協設立以来継続する町内会を単位とした自治運営が、成逸学区の取組の大きな特徴の一つと言えます。「住民福祉協議会は、各種団体のトップにある組織ではなく、多様な各種団体を包む円のような存在」と表現されるように、各種団体の活動が円滑に進むように汗をかく役割を、複数の住協役員で協力しながら担っているというのが印象的です。町内会長と各種団体長が会する定例会を毎月開催し、情報提供・共有を一同にすべてその場で行うことなどフラットな連携体制づくりが徹底されて、このことが役員や住民の責任感や意識づくりにつながっていると考えられます。現に、個人情報等の点で一般的に地域独自で作成するのが難しいとされる福祉防災マップなどについても、「意義をよく理解してくださっているので反対者が出ない」「アンケートを行っても回答率は常に

8割以上」とのことでの、地域全体での、まちづくり活動への理解の高さが伺えます。

そして、こうした活動を支えているのが、まちづくり専門家をはじめとする外部支援との連携です。当初まちづくりプランナーとして成逸住協活動に直接に関わっていた専門家も、現在は成逸住協の専門委員、住協役員としても活動を継続しています。こうした専門家が継続的に関わることで、作成されたマニュアルや情報も絶えず更新、進化されています。また、活動を続ける上でも、「上京区民まちづくり活動支援事業補助金」、大学コンソーシアムの「大学地域連携モデル創造支援事業」、国の支援事業である、平成20年度「200年住まい・まちづくり担い手事業」のモデル地区の選定など、多くのまちづくり支援補助制度を活用し、「ここちよいまちづくり」を目指して、新たなまちづくり活動に挑戦し続けています。

《地域からの一言》

山元國隆氏(成逸住民福祉協議会会長)

成逸学区では「私のまちに町内会があって良かったと思えるまち」をまちづくり基本方針として長期に、持続的に取り組んできました。その成果として町内会単位での多様なまちづくり活動の取組成果が共有、蓄積され、町内会会員の理解のもと、絶えず取組が進化しています。

昭和48年設立の成逸住民福祉協議会の基本理念を大切にしつつ、まちの変化、居住者の変化など取り巻く環境の変化に的確に対応し、積み重ね・共有してきた「顔の見える安心感のあるここちよいまちー成逸ー」の持続的な発展を今後も目指します。

《主な受賞歴》

平成29年 第21回防災まちづくり大賞消防庁長官賞

《参考文献》

1)「成逸学区まちづくり物語」石本幸良(アルパック(株)地域計画建築研究所 立命館大学産業社会学部講師) 2011

1-5 六原元学区(東山区)

(1) 現状

■地域の環境

六原学区は、東山連峰と鴨川にはさまれ、東山区のほぼ中央に位置しています。学区内には、大谷本廟、六波羅蜜寺、六道さんの愛称で親しまれる六道珍皇寺など多くの寺が立地し、歴史の宝庫の中に静かなまちのたたずまいを醸し出しています。また、京焼・清水焼をはじめ、竹工芸、木工、神具などの伝統産業が盛んなまちでもあります。学区周辺には、清水寺や建仁寺などの社寺や史跡、伝統的建造物群保存地区の一つである産寧坂地区があり、花街の祇園や宮川町にも近い立地になります。

■地域の課題：少子高齢化がもたらす空き家問題、密集地ゆえの防災力の弱さ

六原学区は、魅力的な歴史資源が多く残る一方、戦前からの木造建物が数多く残る密集市街地であり、住戸一戸あたりの敷地面積が狭小であることも特徴です。そのため多世代の同居が居住環境として困難であることもあり、子育て世代が徐々に地域外に流出しました。現在では地域住民の高齢化が進み(32.4%(平成27年度住民基本台帳))、町内会活動の担い手も不足するなど、地域コミュニティの衰退が進んでいます。また平成17年頃から、学区内の空き家の存在、家屋の放置による危険家屋化が顕在化してきました。学区全体の空き家率を見る限りでは、京都市や全国の平均と大きく変わらないものの、一部では空き家率が30%を超える町もあるのが現状です。さらに独居の高齢者も多くなり、空き家問題は今後地域レベルで深刻になっていくと懸念されています。また戦前からの古い建物や狭小な路地は、地域としての防災上の対策が迫られています。

(2) まちづくりに取り組むきっかけ

■阪神淡路大震災を契機に：めざすは「住んでい

てよかつたまち、これからも住み続けたいまち」

六原学区では長く自治連合会が存在しませんでした。しかし阪神淡路大震災を機に、学区全体のまちづくりを進めていく地域横断型の組織が必要だと痛感したそうです。そして平成12年、活発な地域まちづくり活動を進める体制をつくるため、六原自治連合会を発足しました。

その際に六原学区が目指したのは、子どもが集い、子育て層が住みやすいまち、また、高齢者の方も慣れ親しんだ六原学区の風景とともに、これからも住み続けられるまちでした。「住んでいてよかつたまち、これからも住み続けたいまち」を合言葉に、まちづくり活動を進めることになります。

■行政事業への積極的な参加：行政事業を通して見えてきた現状や課題

自治連合会発足後、六原学区では積極的に京都市のモデル事業に協力します。そして、都市部での空き家が社会問題化しつつあった平成18年度には、都市再生モデル調査(国土交通省)の一環で東山区役所や大学、まちセンと連携して空き家の実態調査を実施し、学区内の空き家が多数存在することが改めてわかり、空き家対策の必要性を実感します。そのため平成22年度から地域連携型空き家流通促進事業のモデル地区に選定されたことを受け、具体的な空き家対策を開始しました。

「とにかく一番に手を挙げる」ことをモットーに、自治連合会の発足から約10年あまりの間に、六原学区では様々な地域課題に対して、行政の協力を積極的に得て活動のきっかけをつくりながら取組を進めてきました。

(3) 具体的な取組

■「自走的」な活動へつなぐ試行錯誤

行政事業は活動のきっかけとしては魅力的ですが、永続的には続けられないのが実情です。いかに支援を受ける間に培った知見や情報、ネット

ワークを生かして、継続的な地域の活動につなげていくかは、どの地域でも直面する課題で、六原学区も試行錯誤を続けています。

六原学区では、行政事業終了後も、空き家問題は地域として継続して取り組むべき課題であること、またその対策には、地域の各種団体と連携した形で行うことの重要性を感じ、六原自治連合会の傘下に六原まちづくり委員会を発足します。そして、「すぐに解決が目に見えないまちづくり活動では息を長く活動を継続させていくことが重要」ということで、成果にとらわれない、地域に根ざした取組を目指すことになりました。

【空き家対策】

行政支援当初の空き家対策は、空き家の所有者特定、活用意向調査、流通提案などの空き家の「活用・流通」に重点を置いた取組が中心でした。その後独居高齢者の多さを目の当たりにし、地域自走期に入ってからは「空き家化の事前予防と、地域問題としての意識啓発」にも力を入れています。具体的には、空き家の増加がまち全体に及ぼす影響や空き家になってしまった場合の対応策をまとめた『空き家の手帖』を作成し、学区内の全戸に



図1-5-1 空き家の手帳

配布したり、各種団体が行う地域内の会合にて出前講座も実施しています。また、住まいの相続や建物に関する相談窓口を月一回定期的に開設したり、社会的に関心の高いテーマを取り上げたセミナー『住まいの応援談』を年3回程度、地域内で定期開催しています。

活動に際して六原学区が大事にしたのは「地域住民にとってわかりやすいこと」「空き家所有者の視点に立った情報提供」でした。『空き家の手帳』

の作成過程では、「捨てられない本を作ろう」「小学五年生でもわかる内容に」を合言葉に、読みやすい文字の大きさ、見開きでQ&Aとなる構成にしてわかりやすく、京ことばで表現して読み物として親しみやすくするなど何度も検討を重ね作成しました。空き家所有者への意向調査アンケートでも、一方的に質問する内容とせず、イラストを入れながら六原まちづくり委員会の活動内容を丁寧に紹介し、お困りごとに対して地域として相談に乗る姿勢を見せるなど、空き家所有者に対して開かれた体制を表現するよう努めました。

このようなきめ細やかな気配りを積み重ねた結果、口コミで活動が広がり、平成28年度には、初版に家財の片付けに関する章を追加した内容で、学芸出版から出版されるまでに至り、冊子収益はまちづくり委員会の活動資金となっています。

【防災まちづくり】

密集市街地である六原学区は、幅員4.0m未満の道の延長が学区内の道の総延長の84%、特に幅員1.8m未満の道は



図1-5-2 二方向避難扉

21%を占めます。また、袋路も80本と学区全体の道の本数の37%を占めるなど、防災面でも多くの課題を抱えており、平成24年度から行政との連携事業として防災まちづくりに取り組み始め、3年か

けて防災まちづくりの方針や、エリアの特性に合わせた整備計画案を作成してきました。策定した防災まちづくり計画書は、平成27年度に上京区の仁和学区とともに京都市認定第一号となっています。



図1-5-3 ちいきでつけよう

ろじのあいしょう

とともに京都市認定第一号となっています。

そして計画策定後の平成27年度から、「六原防災まちづくり・路地銘板プロジェクト」を始めます。

六原学区では、
図1-5-4 南天路地
防災上弱点とされる細街路もまちの魅力と捉え、
そうした魅力に眼を向け地域への親しみや愛着をはぐくむと共に、その魅力を残しながら進める防災まちづくりの意識を高めたいと思っていました。そして、計画づくりへ向けた会議中、名前がないために話題にしている路地を特定しにくい場面がたびたびあり、「これでは災害が起こったときも、被災場所を通報できないのではないか」という意見があがっていた経験を受け、学区内の路地に地域の愛称をつけることになりました。自律的な活動が続けられる体制をつくるため、まちセンは、取組を通して地域の担い手となる方の結束や意識が高まるよう、また地域住民の方にも活動が効果的に発信できるよう、地域の方と一緒に企画を組み立てていきました。

「路地=通り抜けできない路地」「小路=通り抜けできる(避難できる)路地」というルールを設け、町内の路地は町内の皆さんで、主要の通りは地域



図1-5-4 南天路地

イベントでの投票によって、現在64の路地や通りに愛称をつけることになりました。そして陶器の町らしく

地元の作家の方の協力を得て路地銘板を作成し、委員会メンバーを中心にひとつひとつ設置を行いました(路地銘板の作成・設置は、認定地域に適用される「路



図1-5-4 南天路地

地・まち防災プロジェクト事業」を活用)。

その後、愛称は警察や消防の通報システムにも登録され、行政区名と愛称を伝えると被災場所が特定できる体制をつくることにもつながっています。また、傷んだ路地の表札門の改修が自主的に行われるなど、路地を適正に管理する動きもでています。現在は、六原学区の子どもたちに、路地の愛称とともに防災まちづくりの意識を高める工夫として、六原学区を舞台にした防災すごろくの作成に取り組んでいます。



図1-5-6 防災すごろく

(4) 活動からの広がり

■空き家問題の啓発から、活用へ向けて

空き家対策を続ける中で、活用に向けて流通のせることについての、所有者側の、経済的、心理的ハードルがあることも徐々にわかつてきました。そのため、従来の不動産流通手法と平行して、あらかじめ借主を探し、借主負担で空き家を賃貸用に改修し活用を実現する手法を取り組んでいます。

また、遺品整理等の「片付け」が空き家として放置される要因の一つになっていることも判明したため、学区内の空き家で流通を前提にしている空き家に関しては、片付けを六原まちづくり委員会で引き受ける体制を整えるなど、空き家所有者の立場に立った仕組みを用意することで、少しでも接点を見出そうとしています。

「ああ、まちづくりね。ご苦労様」。最近学区内で活動をしていると、住民の方から声をかけられる場面が増えたり、空き家の見守りサービスを利用する所有者の方も現れるなど、まちづくり委員会のメンバーも地域に意識が少なからず浸透してきて



図1-5-7 空き家の片付け

いることを実感しています。

平成22、23年度の事業時には約10軒の流通を実現しましたが、その後空き家の予防・啓発に重点を置いたこともあり、流通件数がペースダウンした時期もありました。しかし地道な活動により意識が高まった結果なのか、ここ数年は逆に地域の方から相談を受ける機会も増え、実際に空き家の改修・活用まで手がけた事例もできています。活動当初は通学路に面した建物でさえ屋根瓦が今にも落下しそうな状況が散見されましたが、現在学区内の主要道路沿いに目立った危険家屋化した空き家は見られなくなりました。

■社会の変化にどう対応するか:民泊との向き合い方を考える

空き家対策に取り組んでいる六原学区では、その活用用途の一つとして民泊に早い段階から注目していました。六原学区に長く住んでくれる住民を増やすことを目標に掲げているため、住宅でなく民泊として活用されることに対して、六原まちづくり委員会では当初この流れを防ぐ方向で対応を検討していました。しかし市場原理から考えると、観光地に近い六原学区での民泊化への勢いを完全に止めるのは難しい現実もあり、六原学区なりの民泊との向き合い方を考えることになりました。そして「将来的に住宅に転用できるような改修がされた宿泊施設であれば、空き家のまま放置されるよりよいのではないか」、「管理者と顔が見える

お付き合いができる関係のつくれる宿泊施設ではどうか」など、現状を踏まえつつ地域なりのやり方を見出していきました。現在は大学研究室や専門家の協力を得ながら、民泊営業の実態を調査するとともに、今後六原学区で民泊業を行う事業者との約束事の提案、地域運営型のゲストハウスなどの可能性についても検討するなど、地域が掲げるビジョンを軸にしながら、社会情勢と対峙し、地域としての対策を進めています。

＊＊＊

六原学区が抱える大きな課題は少子高齢化であり、その課題が引き起こしている地域の現象の一つが空き家の発生でした。住んでもらえるまちにするためには、空き家を空き家にしないことであり、空き家を活用すること。そして安心して住み続けられるまちにするためには防災対策は必至、とその課題意識は連鎖的に広がってきました。さらに、時代に応じて暮らし方や物事の価値観も変わり、その都度民泊のような新しい社会問題にも直面します。そのため六原学区では、「地域でできることは地域で。地域ができないことは、自分たちも学びながら外部の専門家とともに。一つの専門性で解決できない問題は、さらに他の専門家の視点も加えてアプローチする」という多角的で柔軟な姿勢を常に心がけながら、日々の課題に向き合っています。

そして、こうした活動を可能にしている要因の一つは、課題に応じて組まれるプロジェクトメンバー構成です。六原まちづくり委員会では、これまで取り組んできた事業を通して、地域の各種団体をはじめ、まちづくり、建築、不動産等の専門家から、行政、中間支援組織、大学等に至るまで地域人材、専門家等のネットワーク開拓を常に心がけてきました。そして、課題テーマや、活動の種類に応じて、若手からベテランまで、プロジェクトごとに適材適所でチームを組み、それぞれのスキルや知見を出し合いながら取り組むことで機動力の高い活動を

1-6 立誠元学区・先斗町(中京区)

実現しています。

六原学区では、これまで減少の一途をたどっていた学区内人口が、近年若干ですが増加に転じました。空き家対策の実績を、空き家の流通件数だけで評価するのであれば実績自体が輝かしいわけではありません。しかし目の前の成果にとらわれず、地域課題の本質をひとつひとつ丁寧に解いていくプロセスと、関わる人々を大切に活動を地道に続けることが、結果として活動が実を結ぶ近道であると、六原学区の活動は示しているのではないかでしょうか。

《地域からの一言》

「まちセン20周年を迎える」菅谷幸弘氏(六原まちづくり委員会委員長/六原自治連合会事務局長)

まちセンが設立20周年を迎えるにあたり、これまで、私たちと関わり続けていただきましたことに、御礼と祝意を表したいと思います。

六原とまちセンの関係は、平成18年からの国交省の都市再生モデル調査での空き家調査から始まります。六原自治連合会は「住んでいてよかったまち、これからも住みつづけたいま

《主な受賞歴》

平成27年「第11回日本都市計画家協会 日本まちづくり大賞」
平成29年「平成29年度まちづくり月間まちづくり功労者国土交通大臣表彰」
平成30年「第22回防災まちづくり大賞・日本防火・防災協会長賞」総務省消防庁

《参考文献》

- 1) 六原自治連合会 HP (<http://www.rokuhara.org/>)
- 2) 活動紹介資料「住んでいてよかったまち、これからも住みつづけたいまち」六原まちづくり委員会 2015

《活動の歩み》

年度 (平成)	京都市の施策・事業	六原学区のまちづくり	
		空き家と防災の取組	六原自治連合会の取組
H.12			六原自治連合会発足
H.15	木造住宅振興支援事業 ⇒袋路長屋の再生		
H.16	地域ネットワーク形成事業		
H.17	耐震家屋アンケート調査	いきいきネットワーク開始 自治会館の開設	
H.18	都市再生プロジェクト調査	歴史的街区にあたる空き家等調査・視察・シンポジウムの実施	
H.22	地域連携型空き家流通推進事業モデル学区		
H.23			六原まちづくり委員会発足 小中一貫校の開設
H.24	密集市街地・細街路対策事業	防災まちづくり開始	
H.25		東山区まちづくり支援事業採択 ⇒「空き家の手帖」出版	
H.26		東山区まちづくり支援事業採択	
H.27		東山区まちづくり支援事業採択	



(1) 現状

■地域の環境

木屋町界隈を含む立誠学区は、第二次町組改正で編成された66の番組のひとつ下大組6番組であり、中京区で最も東南部に位置します。北は三条通、南は四条通、東



図1-6-1 先斗町の風景

は鴨川、西は寺町通に囲まれた京都を代表する繁華街としての賑わいと、高瀬川や桜・柳の並木、花街・先斗町界隈に見られる風情ある景観が相まった、京都・都心部の個性豊かな多面性を持つ地域です。

■地域の課題

明治以降、高瀬川を利用した物流が鉄道へと転換した一方で、寺町通の賑わいと新京極通が作られ、三条通、四条通の商店街とともに区域の広範で繁華街・歓楽街が形成されました。戦後、しばらくは停滞していましたが、高度経済成長期には急速に発展しました。同時に、都心の地価高騰や道路渋滞、排気ガス公害などにより住環境は悪化し、さらに、バブル期には東京や大阪の大手開発業者が次々進出するなどし、高層ビル開発に拍車をかけました。しかし、バブル経済が崩壊すると、不況から空き店舗が急増し、繁華街である木屋町、先斗町界隈を中心に新しい(性)風俗店が進出するようになりました。当時、木屋町のほぼ中央には立誠小学校が位置し、木屋町の大部分が風営法の規制区域になっていたことから、風俗店の進出は一部に限られていました。しかし、平成5年3月に立誠小学校が学校統合によって廃校したため、木屋町全体が突然、規制の空白地帯になったことで問題は深刻化しました。

(2) まちづくりに取り組むきっかけ

■自治連合会を中心とした取組

犯罪の増加や路上駐輪の問題、景観上問題のある看板やゴミ問題など具体的な地域の課題に対して、立誠学区では、自治連合会を中心に、平成13年には、木屋町地域安全対策委員会を結成し、夜のパトロールの強化、看板のチェックなど様々な努力を重ねています。

放置自転車対策としては、継続的な地元商店街によるマナー啓発活動に加え、自治連合会が中心となり、平成14年に先斗町駐車場を転用して駐輪場とする要望書を



図1-6-2 お店出しの日

京都市に提出し、翌平成15年に、市営では初めてとなる24時間営業の駐輪場が先斗町に新設されるなど、行政とも連携しながら各課題に対策を講じてきました。

■課題が連鎖することへの危機感

しかし、対症療法的な対策だけでは、様々な問題がその場限りの解決になり、地域としての将来的なビジョンが見えてこないことに加え、顕在化している課題はそれぞれが独立した課題ではなく、それぞれが相互に作用し悪循環をなしています。例えば、(性)風俗店が増加することで、景観上好ましくない看板や悪質な客引きが増えるとまちのイメージが悪くなり、実際に治安が悪くなることで、出店を控える事業者が出てきます。こうした連鎖する課題に対する危機感から、住民、事業者、行政が連携しながら、多面的にまちづくりを展開していくことの必要性が議論されはじめました。

このような背景の中で、まちセンは平成16年度

から「立誠まちづくり委員会」(前身:木屋町地域安全対策委員会)の立ち上げを支援し、改めて、顕在化している課題を整理するとともに、どのようなまちを目指していくのか、地域事業者、住民、行政が協働して地域の安全・安心、地域景観の向上を実現するにはどうすればよいのか、それを実行に移す住民と事業者のネットワークづくりを含めた検討を、地域の方々とともに開始しました。「立誠まちづくり委員会」は住民・事業者が委員の中心となりながらも、行政、専門家など幅広い主体が外部協力者として参加し、ネットワークで地域課題を解決していくというスタンスで進められました。

(3) 具体的な取組

■調査やイベントを通じた地域のネットワーク強化とビジョン作成の取組

平成17年度には、立誠まちづくり委員会とまちセンが共同で、国土交通省の都市再生プロジェクト「木屋町・都心繁華街の安心・安全コミュニティ及び地域景観の形成プロセス検討調査」を受託し、ネットワーク強化と地域ビジョン作成に向けて、「まなびや2005シンポジウム」、「高瀬川・元立誠小学校ライトアップ」、「お店・お客様へのアンケート調査」、「公開討論会」など、幅広い調査やイベントを実施しました。

シンポジウムでは、パネリストの立誠小学校出身の俳優の近藤正臣氏から「単に『昔に戻せ』ではなく、今後を考えよう」という提案がなされ、元立誠小学校の跡地利用については、観光案内所、教職員の教育の場、劇場として活用するなど具体的なアイデアも出されました。

また、「お店・お客様へのアンケート調査」では、五条料理飲食業組合、中京料理飲食業組合、三条小橋商店街振興組合、先斗町のれん会、先斗町お茶屋営業組合、京都レジャービル産業、まなびや協賛店などの各種事業者団体及び事業者の協力を得ることで、「お店」と「お客」の両方にアン

ケート調査を同時に実施できました。その結果、自治連合会やまちづくり委員会などの活動が地域事業者に広く認知され、支持されていることなどが確認されるとともに、アンケート調査の実施作業を通して、地域内の事業者の結束力を高めることに繋がりました。

そして、立誠小学校跡地の活用方法の具体的な提案を題材に、木屋町地域のビジョン作成に向けた意見交換を目的とした「公開討論会」では、「安心・安全環境の充実」、「にぎわいの発展」、「高瀬川を軸とした環境整備」の3つの大きな柱が浮き彫りとなり、小学校校舎の利用方法をビジョンの検討に含めていくことが確認されました。

元立誠小学校については、平成17年に京都市が高倉小学校の第2教育施設として位置づけたため、風俗店の新規出店などは暫定的に抑えられることとなりました。その後、平成25年4月には、「日本映画原点の地^{注1}」とされる当地で「立誠シネマプロジェクト×シネマカレッジ京都^{注2}」が開始されるなど、地域の文化拠点のひとつとして、活用されてきました。その後の跡地活用の検討は進み、「文化的拠点を柱に、にぎわいとコミュニティの再生」を目的に、平成28年に「元立誠小学校跡地活用に係る契約候補事業者選定委員会」が設置され、その審査を経て、民間事業者が選定され、平成32年の建物竣工と事業開始が予定されています。その中で、風営法上の保護対象施設として地域の図書館やシアターが併設されることが予定されています^{注3}。

■安心・安全な環境整備に向けて:「木屋町再生宣言」

平成18年度は、木屋町界隈をより安心・安全な環境にするために、従来からの懸案事項であった防犯カメラの設置について、まちづくり委員会で活発に議論され、実施事例の調査など様々な検討を経て、平成21年に地元事業者によって構成される「木屋町共栄会(平成18年設立)」が事業主体と

なって運用を開始します。

平成19年には、立命館大学政策科学部の研究拠点が木屋町に置かれ、地域と大学の連携がスタートするとともに、継続的に路上迷惑看板の撤去のお願いを地域ぐるみで進め、行政の取り締まりと連携する具体的なパートナーシップの関係が検討されました。また平成21年は、木屋町界隈の安心・安全環境を実現、継続していくために、「脱性風俗」を旨とした地域ビジョンを打ち出すものとして、立誠まちづくり委員会から「第1回木屋町再生宣言」が出されました。

(4) 活動からの広がり

■先斗町まちづくり協議会



図1-6-3 先斗町の風景

先斗町界隈は、高瀬川開削後木屋町通の発展と並行して、お茶屋街として、そこに関る多くの同業、同種の商いをするものたちの生活が営まれてきました。特有のお互いに意識し合い、それぞれが他人の視線で自分を磨くということが大切にされてきた場所で、古くから職住一体の同業、同種の商いをする人たちが一つの地域に密に住む界隈でした。冠婚葬祭時や災害時の相互協力・相互扶助や日常での近隣同士の付き合いなどよい習慣が残っていました。

こうした先斗町の風情が無くなつて行く現状に危機感を抱いた事業者などが、「お茶屋組合」「先斗町のれん会」の枠を超えて結束し、平成21年11月に立誠自治連合会により「先斗町の将来を

考える集い」が召集されました。まず、京都市とまちセンのサポートのもと、ワークショップによる意見交換やアンケートなどで、「先斗町区域における諸問題・課題の抽出」が行われました。その結果、先斗町通を悪くしている要素として、違法看板、客引き、路上喫煙、歩きたばこ、自転車の通行や違法の駐輪などが抽出され、これらの諸問題に対して、「先斗町の将来を考える集い」が独自のルールを制定し、会員の理解を得て、取り組むこととなりました。

■先斗町の本来の姿を取り戻すことから:路上喫煙禁止も定める町式目、屋外広告物の規制

先斗町らしさを取り戻すべく、マイナス要素になっている点について、マナーに関する取組を始めます。平成22年には、火事の懸念などから先斗町通にある灰皿を撤去するなど、「路上喫煙・煙草のポイ捨て等の対策」を実施し、京都市へ路上喫煙禁止区域の要望書を提出するとともに、町内会員の合意のもと行動の規範と範囲を定めた「先斗町町式目」の中で、第一条の路上喫煙禁止を定めました。



図1-6-4 祇園祭の頃

また、屋外広告物に関する取組も開始し、平成23年「先斗町町式目第2条(屋外広告物に関して)」が定められました。これについては、屋外広告物(看板)が乱雑に通りに出ていることが先斗町の景観を壊しているという意見がある反面、飲食店事業者からは反対の意見も多く上がりました。しか

し、当時の看板の95%が法的に申請されていない、違法状態の看板であることが判明し、仮に全て申請が出された場合でも、「歴史遺産型第2種地域」の規制に合致するものは5割程度という状況が判明しました。平成19年に「京都市屋外広告物条例」が改正施行され、京都市による屋外広告物の指導が順次実施されている状況の中で、このまま放置しても行政の指導が入るという問題意識もあり、「先斗町の将来を考える集い」が中心となり、先行して看板を撤去した事業者（協議会役員）や京都市やまちセンの協力のもと、1件1件理解を得て回ることで、結果、ほとんどの看板は正がなされました。

さらに平成27年には、引き続き先斗町の安心・安全な環境を向上させる活動として、「京都市客引き行為等禁止区域指定を求める要望書」を京都市へ提出しています。

■先斗町らしい町並みに向けて：地域景観づくり協議会制度等の活用

平成19年10月、「先斗町の将来を考える集い」は「先斗町まちづくり協議会」に改称し、具体的な景観整備事業として、平成23年、まちセンの京町家まちづくりファンドを活用し、通り景観に配慮したエアコン室外機のカバーを設置しました（11軒17台）。

また、京都市による「地域景観づくり協議会制度」創設後もなく申請を行い、平成24年6月には「地域景観づくり協議会」として認定を受けました。この制度を用いて「先斗町まちづくり協議会」は先斗町区域で景観に関わる行為が計画・実施される場合には、事業者との意見交換を行い、地域が共有する先斗町らしさを事業者に伝えることができるようになりました。

平成24年には「界わい景観整備地区」への指定変更を求める要望書を提出し、平成25年には「通り・路地整備から無電柱化」までの一体的な要望書を提出しました。平成27年「先斗町界わい景観整備地区界わい景観整備計画」が施行され、「先斗町通無電柱化事業」の着工が決まるなど、先斗

町の景観整備、景観・まちづくりは様々な具体的な成果をあげています。

また整備事業や制度立案の活動以外にも、花を通して普段気に留めることなく見過ごしてしまっている先斗町らしさや雰囲気を感じて欲しいという想いから、先斗町通の飲食店などの軒下をいけばなで彩る「先斗町軒下花展此町に花」が開催し、以降毎年開催しています。

■火災発生から始まった防災対策

平成28年7月橋下若松町の飲食店にて火災発生が発生しました。消防の迅速な消火活動、地域の日頃の防災活動や関係機関等の協力もあり、被害は最小限に抑えられましたが、道路が狭いで、消火活動が困難な地域である先斗町において、改めて安心・安全を確保できる対策を検討するために7月から9月にかけて「先斗町火災対策ネットワーク会議（全3回）」が開催されました。この中で、「先斗町まちづくり協議会今後の火災・防災対策計画」が作成されるとともに、消火器・警報器設置及び防災訓練参加に関する自主規定を作成した「先斗町町式目第4条」が10月の役員会議において緊急施行されました。また、同年10月26日各地域団体、消防、警察、区役所、都市計画局などが連携し、「先斗町このまち守り隊」の発足式を開催するとともに、第1回目の活動の中で全戸全事業所一斉啓発巡回が実施され、町式目が全戸全事業所に配布されました。

平成29年度は、先斗町通の無電柱化工事が着工しました。無電柱化することで先斗町の狭い通り上に無粋に集まった電線が撤去され、風情ある通り景観が取り戻されるとともに、観光地としても人気の先斗町通のバリアフリーが推進され、何より地震による電柱の転倒や災害時における避難のしやすさなどが改善されることになります。

＊＊＊

立誠学区・先斗町では、若い世代のコアとなるメ

ンバーも積極的に活動を発信することで、地域が継続的かつ主体的に活動することで地域内外のネットワークが育まれ、目に見える成果をあげてきました。こうした活動の推進力は、まちづくりを担う人のネットワークを積極的に活用し、地域運営のノウハウ、行政制度の活用の仕方などを「先進地域から学び取り入れていている」ことがあげられます。実際、地域景観づくり協議会制度の運用では、店舗が多数出店する先斗町において対応する協議数も

多く、協議の仕方、協議会運営の難しさや、協議会制度の認知度が不十分であることなどの課題も見えてきました。そのため平成27年には「地域景観づくり協議会」認定の他地域との情報交換を目的とした「京都市地域景観まちづくりネットワーク」に参画し、各地域の取組を共有しています。こうして学んだ情報等を積極的に自分たちの地域活動に還元することで、より地域が魅力的に、安心・安全で住みやすく、事業がしやすい環境を育んでいます。

【参考文献】

- 1) 立誠まちづくり委員会HP
(<http://rissei.org/machidukuri/committee.html>)
- 2) 先斗町まちづくり協議会
(<http://www.pontocho-kyoto.com/>)
- 3) リム ボン、まちづくり研究会編著「まちづくりコーディネーター」株式会社学芸出版社 平成21年
- 4) 国土交通省都市・地域整備局「平成17年度都市再生プロジェクト推進調査 木屋町・都心繁華街の安心・安全コミュニティ及び地域景観の形成プロセス検討調査報告書」平成18年3月
- 5) 奥美里「(財)京都市景観・まちづくりセンターの取組みと景観整備機構としての展望」都市問題研究 第58巻 第3号 平成18年
- 6) ニュースレター 京まち工房 第33号 平成17年12月
- 7) ニュースレター 京まち工房 第35号 平成18年6月
- 8) 京都府警察HP祇園・木屋町特別警察隊
<http://www.pref.kyoto.jp/fukei/anzen/suisinsitu/hankai/index.html>

【注】

注1：元立誠小学校敷地は京都電燈株式会社（現関西電力）があり、1897年1月にはこの地の中庭で日本初の映画の試写実験が成功したため、この地は「日本映画原点の地」とされている。

注2：「立誠シネマプロジェクト×シネマカレッジ京都」は主催：シマフィルム株式会社、株式会社映画24区、京都市、協力：立誠・文化のまち運営委員会で運営されたが、元立誠小学校跡地活用に係る契約候補事業者の選定に伴い、平成29年8月末をもって終了した。同様の事業は、シマフィルム株式会社によって出町柳形商店街で継続している。

注3：京都府風俗案内所の規制に関する条例（平成22年7月公布11月施行）において、保護対象施設（学校、児童福祉施設、図書館、博物館、病院、診療所、保健所、都市公園）の敷地から200メートルの区域内では、風俗案内所を営むことが禁止されている。風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和34年3月公布、平成28年6月改正施行）では、木屋町・祇園地域において、保護対象施設の敷地から70メートル内の風俗営業を禁止している。